

# 会 議 録 目 次

平成18年第1回海田町議会3月定例会（第3日目）

平成18年3月9日（木）午前9時00分開議

日程第1	一 般 質 問	……………	4
日程第2	第10号議案	海田町事務分掌条例の制定について……………	5 0
日程第3	第11号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	5 2
日程第4	第12号議案	海田町国民保護対策本部及び海田町緊急対処事態対策本部条例の制定について……………	5 3
日程第5	第13号議案	海田町国民保護協議会条例の制定について……………	5 3
日程第6	第14号議案	海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について……………	5 6
日程第7	第15号議案	海田町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について……………	5 6
日程第8	第16号議案	海田町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について……………	5 6
日程第9	第17号議案	海田町入学支度金支給条例を廃止する条例の制定について……………	5 9
日程第10	第18号議案	海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	6 0
日程第11	第19号議案	海田町美しいまちづくりに関する条例の制定について……………	6 2
日程第12	第20号議案	海田町精神障害者通院医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について……………	6 3
日程第13	第21号議案	海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	6 4
日程第14	第22号議案	海田町公園条例の一部を改正する条例の制定について……………	6 5
日程第15	第23号議案	海田町児童クラブ運営条例の制定について……………	6 6
日程第16	第24号議案	海田町公民館条例及び海田町ひまわりプラザ設置及び	

		管理条例の一部を改正する条例の制定について……………	6 7
日程第17	第25号議案	海田町営水泳プール設置及び管理運営条例を廃止する 条例の制定について……………	6 8
日程第18	第26号議案	平成18年度海田町一般会計予算……………	6 8
日程第19	第27号議案	平成18年度海田町公共下水道事業特別会計予算……………	7 2
日程第20	第28号議案	平成18年度海田町国民健康保険特別会計予算……………	7 3
日程第21	第29号議案	平成18年度海田町老人保健特別会計予算……………	7 4
日程第22	第30号議案	平成18年度海田町介護保険特別会計予算……………	7 4
日程第23	第31号議案	平成18年度海田町水道事業会計予算……………	7 5
		(散 会) ……………	7 8



7. 欠 席 議 員

な し

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長 山 岡 寛 次  
理 事 山 本 義 彦  
総 務 部 長 因 幡 貞 男  
福 祉 保 健 部 長 上 條 正 弘  
参 事 (行政改革推進担当) 富 田 征  
建 設 部 長 児 玉 正 克  
行 政 改 革 推 進 課 長 西 本 徹 郎  
企 画 課 長 大 久 保 裕 通  
財 政 課 長 内 田 和 彦  
総 務 課 長 窪 地 満  
地 域 振 興 課 長 臼 井 真  
税 務 課 長 永 海 房 雄  
住 民 課 長 貝 原 陽 子  
福 祉 課 長 植 野 敏 彦  
高 齢 福 祉 課 長 上 村 直 樹  
保 健 セ ン タ ー 所 長 木 原 晴 彦  
環 境 セ ン タ ー 所 長 寺 田 修 康  
監 理 課 長 久 保 伸 一  
建 設 課 長 畠 山 隆  
都 市 整 備 課 長 金 子 幹 雄  
教 育 長 正 木 洋  
教 育 部 長 中 野 潔  
学 校 教 育 課 長 青 木 基 秀  
生 涯 学 習 課 長 青 木 義 和  
上 下 水 道 部 長 木 原 正 博  
上 下 水 道 部 次 長 新 浜 憲 治

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

議 会 事 務 局 長                      園 山                      純  
主                                      幹                                      濱 吉 計 守  
主                                      事                                      中 村 修 介

10. 議 事 日 程

日程第1 一 般 質 問

日程第2 第10号議案 海田町事務分掌条例の制定について

日程第3 第11号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 第12号議案 海田町国民保護対策本部及び海田町緊急対処事態対策本部条例の制定について

日程第5 第13号議案 海田町国民保護協議会条例の制定について

日程第6 第14号議案 海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 第15号議案 海田町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 第16号議案 海田町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 第17号議案 海田町入学支度金支給条例を廃止する条例の制定について

日程第10 第18号議案 海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 第19号議案 海田町美しいまちづくりに関する条例の制定について

日程第12 第20号議案 海田町精神障害者通院医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 第21号議案 海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 第22号議案 海田町公園条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 第23号議案 海田町児童クラブ運営条例の制定について

- 日程第16 第24号議案 海田町公民館条例及び海田町ひまわりプラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 第25号議案 海田町営水泳プール設置及び管理運営条例を廃止する条例の制定について
- 日程第18 第26号議案 平成18年度海田町一般会計予算
- 日程第19 第27号議案 平成18年度海田町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第20 第28号議案 平成18年度海田町国民健康保険特別会計予算
- 日程第21 第29号議案 平成18年度海田町老人保健特別会計予算
- 日程第22 第30号議案 平成18年度海田町介護保険特別会計予算
- 日程第23 第31号議案 平成18年度海田町水道事業会計予算

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（原田）皆さん、おはようございます。本日も大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第23に至るものでございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（原田）日程第1、昨日に引続き一般質問を続行いたします。

1番、久留島議員。

○1番（久留島）1番、久留島です。安芸ケーブルテレビの現状について質問いたします。

平成15年1月15日に設立し、16年4月1日からスタートしておりますが、現在までの経過報告、また、他社との統合問題を新聞報道等で見かけますが、今後、町としての対応はどうされるか、お尋ねします。

また、町からの出資金がありますが、これは今後どうなるのか、お尋ねいたします。

以上です。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。今日もよろしくお願ひします。

それでは、久留島議員の質問に対して答弁をさせていただきますが、第1点目の質問

でございますが、ケーブルテレビ各社を取り巻く環境は、規制緩和による通信事業者の放送事業への参入のほか、地上デジタル放送の開始に伴い新たな設備投資が必要になることなどから、年々厳しさを増しております。この結果、生き残りをかけた経営体質の強化に向け、積極的に合併が進められ、4月には広島都市圏で2社体制になると聞いております。このような状況の中、安芸ケーブルテレビ株式会社と株式会社ふれあいチャンネルとの合併問題が持ち上がり、1月12日に同社の社長が来庁され、事前説明を受けたところでございます。この席で社長から、合併後も地域メディアとして地域の活性化に貢献していくとの説明がございましたので、本町としても出資の趣旨が損なわれることはない判断したことから、両者の合併に同意したものでございます。その後、2月7日の臨時株主総会において合併契約書承認の件が議案として提出され、原案どおり承認されております。これにより、3月10日の合併期日をもって安芸ケーブルテレビは解散し、ふれあいチャンネルに合併されることとなっております。次に、今後の対応でございますが、本町としましては、ケーブルテレビは地域に根差した情報発信のネットワークであり、コミュニティの振興や地域経済の活性化につながる重要な情報通信基盤であるとの認識は変わっておりません。したがって、現在まで安芸ケーブルテレビが担っていた役割を合併後にふれあいチャンネルが継続するだけでなく、今以上に発展させていただくよう、株主の一員として引続き見守っていきたいと考えております。

2点目のご質問でございますが、本町の出資金300万円は合併後はそのままふれあいチャンネルに引き継がれることとなっております

○議長（原田）久留島議員。

○1番（久留島）今、社長さんが18年1月12日に来庁されて合併の同意をされたと伺いましたが、これは去年の7月11日に商工会及びまた海田町の出資された個人株主に対して中国新聞から出資者に返金されておるんですね、通帳に。それで、合併問題については去年の7月11日に金が払われたということは、去年4月ごろから話が出ておったんじゃないかと思うんですね。それを何も町の方に連絡なしに勝手にやっておられるんじゃないかと思うんです。合併とかM&Aとかというのは株主同意がないとできませんからね。それで、いつごろその合併問題を話しに来られたのか、全然話しに来られなかったのか。また、基本合意契約をまずしなきゃいけませんよね。その基本合意契約があったのか、また、譲渡契約書がどういうふうの内容説明があったのか、そこらのところをお尋ねしたいんですが。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この問題は先ほど答弁しましたとおり、いろいろちまたでは商工会で合併があるんじゃないかという話は聞いていましたが、正式に我々の方に話があったのは今年の1月12日でございます。その他の点については一切われわれのところにはそういう情報とか正式な今の状況なんかの説明は何にもございませんでした。

○議長（原田）久留島議員。

○1番（久留島）昨年の6月の定例議会に私が質問させていただきましたが、そのときの答弁によりますと、安芸ケーブルテレビには町からの補助や投資を行ってきておりますので、所期の目的が損なわれないように適切に対処したいという回答をいただいております。その後何もなしに合併の同意を求めてこられたというのは、途中で、やはり第三セクターとしてスタートしているんですから、ある程度状況報告がケーブルテレビの方からあってもいいし、また、こっちから状況報告を尋ねてもいいんじゃないかなと思うんですが、その経過はどのようになっておりますか。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）ケーブルテレビの合併問題については新聞報道等で一応承知はしております。そのたびごとにケーブルテレビに対して真偽のほどを確認しておりますが、まだこれははっきりしていないので申し上げられないということで経過しております。それで、先ほど町長が申しあげましたように、1月12日になって社長が庁舎に来庁され、正式に合併するということが決まったという報告を受けております。

○議長（原田）久留島議員。

○1番（久留島）今さらはっきりしていないというような回答があるんですが、新聞報道によって知ったと言われましたよね。これは株主の同意がないとできないのですよ。株主ですよ、海田町は。同意をせんに勝手にしたということはありませんよ。これは臨時株主総会で決議しなきゃできないのですよ、M&Aとか合併とか。早い話が、乗っ取りですよ、これは。300万と言われましたけれども、助成金が1億2,800万出てるのですよ。その分の要するに今までどういうふうに使われたか、最初、設備投資が高過ぎたんじゃないかと思うんです。5カ年、10カ年、また20カ年の営業計画を立ててこれはスタートしたんですから、だから、それによってみんなが了承してスタートしたのが途中でとんざするということは考えられないんです。第三セクターの中心でもある海田町でもありますし、1億2,800万というものは、これは国民のお金ですからね、出たのは。そ

れがどこへ行ったかわからない、またはっきりしないということは不思議なんです、私としても。そこらのところを調べてほしいんです。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）補助金につきましては、ヘッドエンド等の伝送設備とか、あと室内の設備等に充当されております。この件に関しましては、安芸ケーブルテレビに確認いたしましたところ、補助金により整備した施設はそのまま継続して合併後も使用するという回答を得ております。また、安芸ケーブルテレビの方から総務省中国通信局とも協議されておりますが、そのまま設備を継続して使用するのであれば、補助金の支出等に別段問題ないという回答をいただいていると聞いております。それと、町としても独自に県及び中国総合通信局に、仮に合併した場合に、補助金で設備した施設についてどのようなことになるのかという問い合わせをいたしましたところ、先ほど申しましたと同様、これからも継続して使用するのであれば、別段問題ないという回答をいただいております。

○議長（原田）久留島議員。

○1番（久留島）出資が300万と言われましたけれども、これは合併比率が10対7ですよ。それで、目減りしておるわけよね。その分の目減りは、さっき言われたように、そのまま移行したと言われましたが、町の出資金は目減りはしていないんですか。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）久留島議員ご指摘のように、ふれあいチャンネルと安芸ケーブルテレビとの合併比率は10対7でございます。したがって、現在本町が所有しております安芸ケーブルテレビの60株は、1対0.7でございますので、合併後は42株になります。しかし、出資した300万円は旧株の取得価格、これは帳簿価格でございますが、これをもって新株を取得したものと取り扱われますので、これは法人税法第61条の2の規定でございますが、出資金300万円はそのままふれあいチャンネルに引き継がれるものでございます。

○議長（原田）久留島議員。

○1番（久留島）それと、いつも買収企業がM&Aをやられる場合はデューデリジェンスというて、内容調査があるわけですね。その分の把握はしておられますか。デューデリジェンスというて、要するに事実の証明です。そういうふうなのが行われるわけですよ、買収の場合は。それは確認しておられますか。

○議長（原田）企画課長。

- 企画課長（大久保）その点につきましては確認しておりません。
- 議長（原田）久留島議員。
- 1番（久留島）じゃ、それも確認せずに合併を黙認されたわけですか。いや、合併して悪いんじゃないんですよ。ただ、最初のスタートが、要するに海田町発の第三セクターで地域を拡大して全国ネットまで持っていくという約束だったんですよ。その意気込みでやって、ある日突然に、まだ何年もたっていないじゃないですか。2年しかたっていない。そのときに合併を同意してくれと言うのはおかしいんじゃないかと。私も以前の仕事柄、ちょうどスタート時点のときに通信局の方へ照会した関係があるので、余り簡単にとんざしてほしくなかったんです。それでずっと見ていたんですが、どうも今の中国新聞から金を振り込まれたり、そしてデオデオが大株主になったり。どっちが主導権を持っているかご存じですか、デオデオと中国新聞と。
- 議長（原田）企画課長。
- 企画課長（大久保）安芸ケーブルテレビからの資料によれば、株主一覧表を見ますと、デオデオが筆頭株主になっておられますので、主導権は恐らくデオデオさんではないかと思われます。
- 議長（原田）久留島議員。
- 1番（久留島）デオデオが筆頭株主なのに、社長は中国新聞でしたよね。そうしたら、社長よりも筆頭株主の方が主導権があるということですかね。おたくの方へ話しに来られたというのは中国新聞ですか、デオデオですか。
- 議長（原田）企画課長。
- 企画課長（大久保）1月12日に来庁されたのは安芸ケーブルテレビの社長と部長の2名でございます。
- 議長（原田）久留島議員。
- 1番（久留島）じゃ、安芸ケーブルテレビの妹尾社長ですか、あの方が、合併しましたからと言うて事後報告されたわけですね。
- 議長（原田）町長。
- 町長（山岡）安芸ケーブルテレビの妹尾社長と取締役の部長が、今度こういう方向になって合併をするからと了解を求めに来られたものでございます。
- 議長（原田）久留島議員。
- 1番（久留島）合併をするからと言うて1月12日に来られたときに合併は調印してある

んです。私が言うのは、その話が持ち上がったのは去年の6月ごろからじゃなかったかなと思うんです。去年の7月11日に小口の株主に振り込んでおっているんですよ、もう株券の引き取りに。だから、そのころからもう合併の話があったんじゃないかと思うんです。だから、どうも役場を抜きにして話が進んで、当初の1億2,800万助成金が出ておるのに持って行って、あまりにも無視しておるような気がするんです。それだけ出しておられたら、ある程度伺いを立ててもいいんじゃないかと思うんです。それで、今度の買収先の中国新聞は来られずに安芸ケーブルテレビの方からちょこっと物を言いに来られたんじゃないかと思うんです。それじゃ合点がいかないんです。だから、そのところをもう一度、中国新聞は新社長が山本さんですか、あの方を呼んで、これからどのようになるのか。今後ともお願いしますと言われたのはさっき聞いたんですが、どのようにお願いされるのかわかりませんよね。今度、安芸支局になると聞いたんですが、今までのように制作スタッフが残るわけじゃないと思うんです。営業マンが何人か残って、今までの地域のイベント、ましてや来年度は海田町の50周年という大きなイベントがあるにもかかわらず、安芸ケーブルを引き上げてスタッフがいなくなったら、もう今度は県全体の制作になりますから、海田町の一部なんかは余り撮りに来ないと思うんです。それじゃ、今まで助成金を払ったり、資本金を出したり、また地域の商工会の方も協力しておられたんだから、今後とも本当に海田町のためにやってもらえるのかどうか、確認したいんです。

それと、去年の4月ごろからですか、南区のハイキャットがやはり地域拡大するので、慌てて船越と矢野を延長しましたよね。これもやはり赤字が多くなったんじゃないかと思うんです、設備費にかかって。だから、それらも重なって結局ばたばたと合併に持ち込んだような気もするんです。そこらをやはり海田町も最初からスタートをして第三セクターだから、合併問題に加わって将来計画を立ててほしかったと思うんです。あしたからですから、決まったことはしようがないとしても、今後のことはやはり新社長と町長さんが話し合って、所期の目的が損なわれないようにというて回答しておられるんですから、その目標を達成していただきたいと思うんです。以上、お願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今ご指摘いただきましたことは十分に考慮しまして、早急に、明日合併契約になるわけでございますが、ふれあいチャンネルの方の社長にまた面会をして、十分その点を検討して前向きに考えております。よろしく申し上げます。ありがとうございます

ます。

○議長（原田）久留島議員。

○1番（久留島）よろしく願いいたします。それじゃ、終わります。

○議長（原田）次に参ります。3番、岡田議員。

○3番（岡田）3番、岡田です。2点、お伺いいたします。

町立保育所への指定管理者制度導入についてお伺いいたします。今、構造改革のほころびと破綻が国民の目の前に次々と明らかになっております。こうした中で進められようとしている保育所の指定管理者制度の導入は児童福祉法などから照らしても釈然としないものがあります。児童福祉法第1条は「すべて国民は児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるよう努めなければならない」、第2条は「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」とあるように、自治体はすべての子どものために公的な資金を使い、子育ての環境を充実させる責任を負っています。経費の削減につながるということだけで指定管理者制度の導入はすべきではありません。そこで、次のことをお尋ねいたします。

1、町立保育園の運営が民間に委託されるということは、町の財産を切り崩すということにはならないでしょうか。また、保育士の処遇はどのようになるのでしょうか。

2、子どもたちの親の理解は得られているのでしょうか。意見の聴取はどのように行われるのでしょうか。また、そのとき、どのような意見が出ましたか。

3、民営化した場合、利益追求が優先され、保育所本来の目的やサービスが低下するのではありませんか、お伺いいたします。

2番目に、介護保険制度改革について。介護保険の制度が見直されることにより、介護が必要な家族を抱えている人や老人世帯では大きな不安が広がっております。介護保険制度の見直しは、高齢者の生活実態に基づくサービスの向上のために行うものではなく、国の税金の使い道から発生し、国が福祉の責任を放棄するものであります。国は、介護保険制度が始まる前は高齢者の介護費用の50%を負担していましたが、介護保険制度になってからは国庫負担はその半分の25%に減っています。出生率が下がり、高齢化が進めば、介護サービスの利用が増えます。今の仕組みは、介護サービスを受ける人が増えれば増えるほど介護保険料が上がる仕組みになっています。今、国は要支援や要介護1に認定された軽度の認定者からホームヘルプサービスの利用を制限しようとしております。住民福祉の増進を本旨とする地方自治体として、負担増により、必要な介護が

受けられない人をつくらないためにも積極的な対応が求められます。そこで、以下のことをお伺いいたします。

1、介護保険第1号被保険者で介護認定を受けている人（要支援、要介護）は65歳以上の人全体の何%でしょうか。要支援、要介護1に認定されている人は何人、何%でしょうか。

2、軽度の認定者が今までどおりの介護サービスを希望した場合、負担やサービスはどのようになるのでしょうか。

3、国による介護保険見直しによって脅かされる高齢者の生活を守るため、自治体独自の介護サービス及び利用者負担の軽減を行ってはいかがでしょうか。

以上、お尋ねいたします。よろしくお願いたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）岡田議員の1点目の質問でございますが、今回の指定管理者制度はこれまでの民間委託と違い、管理運営を民間にゆだねるもので、町の財産に変わりはありません。また、保育士については他の町立保育所で引続き勤務することになります。

次に、2点目のご質問でございますが、これまで保護者に対して指定管理者制度についての説明は行っておりません。制度の導入に当たっては保護者の理解をいただくことは最重要課題でありますので、慎重に進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の民営化した場合のサービス低下がないかとの質問でございますが、民営化がサービスの低下を招くとは考えておりません。

続きまして、介護保険制度改正についての質問でございますが、1点目の第1号被保険者で介護認定者の状況については、平成18年1月末現在735人で、65歳以上の高齢者4,639人の約16%であります。また、要支援と要介護1の軽度の認定者は335人で、半数近い約46%となっております。

次に、2点目の軽度の認定者が介護サービスを希望した場合の負担やサービスの内容については、介護予防の観点から、新たなサービスとして新予防給付が加わることなど、より自立を目指したサービス体制の見直しとなっております。

3点目の高齢者の生活を援助するための町独自のサービスや利用者負担の軽減については、引続き介護保険制度の対象者を含めた在宅高齢者の福祉サービスとして、配食サービス、寝具洗濯乾燥消毒サービス等の事業の実施をしております。また、今回の法改正では、低所得者の方には施設サービスでの特定入所者介護サービス費の創設、高額

介護サービス費の対象者の拡充、さらには、保険料負担についても段階が細分化されるなど、今以上に負担の軽減がされるものとなっており、新たな利用者負担の軽減については考えておりません。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）それでは、再質問させていただきます。1番目の町の財産を切り崩すことにはならないかということで、切り離すことにはならないと。保育士の処遇は他の町立保育所の方に回すということだったんですけれども、まず、今かなりの保育士の方がおられると思うんですけれども、平成19年と20年、2つの保育所が指定管理にされるということなんですけれども、他に回すといっても、もうあと2つに回すということなんですけれども、例えばどういうふうになるかわかりませんが、指定管理になったところが今の保育士の方を引き継ぐというふうなことに当然なるんですか。まずそのところを。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）昨日も若干この件についてはお答えした部分があるんですが、基本的に今ご質問の、指定管理にもし移行したときに、指定管理を受けたところが保育士を引き継ぐのかというご質問というふうに解釈いたしますが、その点についてはございません。今、町長が申しあげましたように、指定管理をしたところの保育士については町立の他の保育所の方に回していくという職員の異動ということになってまいります。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）ということは、指定管理のところが新たに保育士さんもすべて手配をするということなんですか。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）当然基本的にはそういうことになろうかと思えます。ただ、現在、町立の保育所の中で臨時の保育士さんがいらっしゃるわけですが、この方たちにつきましては当然余剰になってくるということになりますので、新たに指定管理を受けられた事業所がこの臨時さんあたりを引き継がれる可能性は十分にあるかというふうに思います。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）それでしたら、ほかの保育所、今回指定管理にならないと。指定管理に今回ならなくても、いずれ何年かして指定管理になるんですけれども、すべて、そうしたら、今度は保育士さんの行き場がなくなるような感じがするんですけれども。わかりま

すか、私の言うこと。そういうときにまずどうされるのでしょうか。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）昨日もお答えしましたように、正規の保育士と臨時の保育士がおるわけですね。指定管理をしていく中で、正規保育士につきましては町立の保育所の方にローテーションをしていく。その際に、じゃ、臨時さんの保育士はどうなるのかということになろうかと思いますが、状況によっては臨時さんを切る場合はあろうかと思いますが、ただ、もう一つの選択肢としては、指定管理を受けられたところがその臨時さんを引き継いで保育士さんとして、指定管理を受けた保育所を運営されるということは十分考えられることですので、指定管理に移行する際にその点も十分留意しながら指定管理者との選定とか移行をしていく必要があるかというふうに考えております。

○議長（原田）今の答弁ですけれども、質問の意味は、どんどん指定管理が進んでいくと町立の保育所が町立でなくなると、運営が。究極的には今の保育士さんはどうされるんですかという質問です。お願いします。理事。

○理事（山本）以前お示ししました行革の計画の中でお示ししておりますように、保育所の指定管理は現在のところ2カ所でございます。あとの2カ所は町立保育所として残す計画でございますので、現在の町の正規の保育士についてはその2カ所の中でローテーションをしていくというものでございます。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）それでしたら、今の、将来どうなるかはわからないと思うんですけれども、今の計画ではあとの2カ所は当面は町立保育所で残すというふうなことでしょうか。それで、そのときに、指定管理になったら、まず3年ぐらいで指定管理のまた切りかわると思うんですけれども、広島市が去年の2月ですか、広島市の市立の保育園を民間に移管するんだと。委託じゃなくて移管をするんだというふうな方針で、それで、広島市の場合でしたら指定管理にせずに民間に移管をするんだということなんですけれども、そうしたら、そのときに、指定管理にすると管理者がかわるので、非常に保育に対する責任というか、保育に対するものがなかなかころころ変わるので、できないから、民間に移管をするんだというふうな方針だそうなんですけれども、海田町の場合はそのころはどのようなふうに考えて指定管理にされるのでしょうか。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（上條）保育所の指定管理、この前の行革の中で2カ所指定管理をすると

いうことを決めておりますが、現在、民間の方に移管する保育所というのは考慮しておりませんが、とりあえず20年、21年で指定管理をやりまして、その後の経過によりまして考えていかにゃいけんことだとは思いますが。今のところ、すぐに民間移管というようなことは考えておりません。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）じゃ、例えば指定管理にした場合に、人件費が削減されるという以外のメリットというんですか、町が直接直営でやるよりもさらにすぐれたメリットというのはどういうふうなのがあるんですか。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（上條）指定管理のメリットでございますが、ご存じのように、人件費等の効率化、経費の効率化というのがありますけれども、民間の活力導入ということで、指定管理のとき、どのようなことができるか提案を受けるわけです。それをもとに指定するわけなんですけれども、例えば休日保育をうちはやりますとか、延長保育をやりましますとか、今以上のサービスの提案が出てくるだろうと思っておりますので、そこらを期待しております。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）指定管理になった場合、民間移管と違いまして、保育料とか、その保育の入所の条件は町にももちろん残ると思うんですけれども、権限はそこにあると思うんですけれども、保育の中身が上がると言われてましたけれども、保育をするお金、それは変わらないと思うんです。その中でさらにサービスを上げようと思ったら、やはり人件費の削減というか、そういうのが一番大きなところになってくると思うんです。そうしたら、そこに働く人たちの意欲というんですか、保育士はプロの方ですから、そういうふうな意欲というのが大幅になくなるんじゃないかと思うんですけれども、その辺のところとかをお願いいたします。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（上條）特別保育といいまして、今言いました各サービスは特別保育に当たるわけなんですけれども、例えばこれをやればまた委託料なりは手当をしていくということになります。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）それじゃ、そういうふうな特別な事業をした場合はまたそこに町からそう

いうふうな財政支出があるということですね。それはできるということですね。

それと、親の理解というんですか、そういうのとか意見の聴取はまだ行っていないということだったんですけれども、これは今働いておられる保育士さんについても同じようなことなんですか。今度指定管理にするからというふうなことの説明というのはもうされておられるんでしょうか。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（上條）行政改革大綱実施計画、それぞれつくっておりますので、それをもとに各保育所では十分承知しております。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）一番問題となると思うんですけれども、保護者の同意というか、説明、こういうのはどういうふうな手順でされるんでしょうか。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（上條）まだ具体の計画は立てておりませんが、これは20年と21年に実施するもので、来年度に入りましたらすぐ、これからの計画というものを策定して対応していきたいと。もちろん保護者に対して説明を十分にやらないと、円滑に移行はできないと認識しておりますので、そこらあたりも含めて計画を立てていきたいと考えております。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）私はこの指定管理は、やはり今までこういうふうな保育行政とかというのは自治体がそういうふうなのを設置して、お金もいろいろな保育士さんなんかも提供してする、これが自治体の責務だと思うんです。それをそういうふうな経費の削減とか、今の規制緩和の一環だと思うんですけれども、そういうことで自治体の責任を放棄しておるんじゃないか、そういうふうだと思うんですけれどもね。指定管理になると3年ぐらいで今度管理者がまた選定されると思うんですけれども、そのときに今までと違う保母さんになるとか、指定管理の内容にもよるんでしょうけれどもね。人件費のいろいろな経費の面で、指定管理者そのものは民間ですから、普通の今の保育所なんかでも、民間の保育士さんと公立の保育士さんは年齢なんかかなり公立の保育士さんの方が高いと思うんです。それに引続いて人件費なんかも当然高くなっていくというので経費がかかるという論法になってきておると思うんですけれども、やはりそれだけの育児に対するノウハウというか、それは持っておられると思うんです。今度、指定管理になるとそう

いう方がいなくなるということになって、保育が、育てるのではなくて預かるというふうなところに力点が置かれるんじゃないかと思うんですけども、指定管理というところになると、そこが一番重要になってくると思うんですけども、その辺のところというのは町としてどういうふうに考えておられるんですか。ただ経費が、確かに民間委託をしたら安くなると。言い方は悪いんですけども、保育というたら金食い虫というふうな言葉もあるそうなんですけれども、こういうものに対して指定管理にしたら確かに安くなるんですけども、それじゃ、やはり自治体としての責務というんですか、そういう質の高い保育、それこそ預かるのではなくて育てていくというふうな観点から見たら、この指定管理は本当に慎重にやらにゃいけんと思うんですけども、特に保護者の方の意見、こういうのは大切だと思うんですけども、その辺のところ、本当に育てるのではなくて預かるだけになるんじゃないかと思うんですが、その辺のところはどういうふうな町としての考えなのか、もう1回お願いします。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（上條）民間に委託するということが非常に不安を抱いておられるわけですが、現在、海田町には私立の保育所が3カ所ございます。現在の保育状況を見ましても、公立と変わらないような立派な保育をやっておられますので、私どもとしてはそのような心配はしておりません。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）よく民間の保育所があるから、民間の保育所と公立とを比べたら民間の保育所でも十分やっておるから、そんなに差はないというふうには言われるんですよね。やはりそれは公立の保育所があるから民間の保育所がそういうふうな格好でやっておる、そういうふうな関係にあって、じゃ、すべて民間の保育所になったらいいじゃないかとか、そういうふうな論法にはならんと思うんです。やはり公立の保育所があるから、民間の保育所があって保育の質が保たれておる、こういうふう思うんです。指定管理にしても民間と同じのがあるから大丈夫だ、そういうふうな言い方でしたら、公立に預けられておる保護者に対しても失礼だと思うんです、そういうような言い方というのは。それと、町立の保育所でしたらいろんな、極端に言いましたら、障害の方が例えば入りたいというときに、私立でしたらそういうふうな介助者とかそういうのがなかなかおられないからできないということがあるんですけども、公立の場合でしたら、入りたいという方がおられたら、いろいろな財政的なほかの面でもつけることができると思うん

です。あるいは、食べ物、給食の問題にしましても、アレルギーの子がおったらそういう特別な食事を出すとかということがあるんですけども、指定管理にしたらもうそういう人は受け入れられませんよということになるんですけども、そういうふうなところはどうなるんですか。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（植野）障害児保育につきましては、過去にも私立の保育所で障害児をお預かりして保育をした実績もございます。また、私立保育所のことなんですが、府中町のように、町立保育所は小規模なものが1カ所で、あとはすべて私立保育所で運営されているような町村もございますので、私立保育所があくまでも劣っているというようなことはございません。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）私立保育所が劣っているとは言っていないんです。保育の質そのものが、やっぱり公立保育所があるから私立保育所もいろいろなところで保育の質を高めていく、そういうふうな関係にあると思うんです。それで、今の障害児の問題の方が入所する場合でも、やはり町が責任を持ってそういうふうな方の受け入れをするということが大事だと思うんです。それと、今の保育料ですけども、保育料はやはり今までどおりの町の方針で変わらないということですか。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（植野）保育所の入所事務とかそういう保育料の決定等につきましてはすべて町の方で行います。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）それでは、もうちょっと時間がありますから、この問題は特に保護者の方の意見とかそういうのを踏まえて、やはり拙速な結論を出さないように、慎重にお願いいたします。

それと、次に介護保険に移るんですけども、介護認定の軽い方、要支援と要介護1の方が46%おられると。これは国の全国的に比べてもちょっと多いような気がするんですけども。それで、今度この法が変わりますよね。それで、今まで予防給付を受けておった人が、自立するところは自立ということで、なかなか受けられないようになるんですけども、これは全くホームヘルプサービスなんかでも受けられないようになるんですけども、そこはどういうふうになるんですか。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（上村）まず、本町の要支援の方と介護度1の方の割合が約46%ということで町長答弁しておりますが、ちなみに県の平均で申しますと52.9%という数字が出ておりますので、その数字よりは若干下回っているということをまずご紹介させていただきます。それと、議員さんご指摘の現在の訪問介護、そうしたものが基本的には今までは1回例えば30分であるとか1時間半ということによって国が示しました報酬単価というふうな形になっておりますが、この4月からは今度は定額制と申しまして、1回利用した場合幾ら、2回利用した場合幾らというふうな形になります。その関係で、現在の要支援の方の基準額といいますか、支給限度額が約1万1,800円ほど報酬単価が下がる形になりますけれども、サービスの内容につきましては特に変わったものはございません。具体的に申しますと、そうした中で、自分でできることは自分でやりながら一緒にやりましょうと。それによって要支援の方の自立度を高めてということで、サービス自体はあれですけれども、内容的には、今言いましたように、自分でできることまでホームヘルパーさんをお願いしていた部分については、やることによって自立度を高めていただくという内容になっておりますので、サービスとしましては特に大きな変化はございません。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）一番介護給付のかかるところが受けられなくなる。自分でできることは自分でしましょうということなんですけれども、実際に自分でできないから、今までホームヘルプサービスでいろいろやってもらっておったんですよね。それができなくなるということは、例えばホームヘルプサービスでもいろいろなやり方があると思うんですけれども、やはりこういうものができなくなる。そこには物すごくたくさんの方が利用されておったわけですから、そういうふうなことができなくなるということは、軽度の人を排除するというか、そういう制度じゃないかと思うんです。これも一番お金がかかる部分だから、本当は国がせにゃいけんのだけれども、経費がかかるからというふうな格好で改定というか、改悪されたと思うんです。そここのところが、今までサービスを利用しよったところがかなりの方が利用できなくなるということで、やはりこれは町独自でそれができるかどうかというのはわかりませんが、今までどおり利用できるよというふうなことにはならないんですか。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（上村） 今回の介護保険制度の改正につきましては、5年を経過した中で国の方は長い年月を費やしながらいろいろと専門家の方、学識経験者の方等のご意見をいただきながらこうした見直しをされておるといふことでございまして、特に軽度者の割合が高くなることによって、保険給付サービスの方の上昇につながる、その抑制を図るための1つの手段としたような形のもので今回の見直しがなされておりますが、ちなみに本町の1月のサービスの状況で申し上げますと、例えば要支援の方が現在1カ月平均費用額が2万8,029円になっております。これが現在の要支援の方は6万1,500円が支給限度額になっておりまして、この6万1,500円に対しまして45.6%といった実績が出ております。また、要介護1の方が6万7,994円の平均費用額でございまして、この支給限度額が16万5,800円でございますので、41%というような、支給限度額に対して実際に使われておるといふことでございまして、この数字から見ましても、サービスの提供は十分なされておりますし、まだまだ支給限度額には至っていないというような状況もございまして、議員ご指摘のように、サービスの低下といひますか、要支援の方等につきましてもそういう面でのサービスが低下するものとは考えておりません。

○議長（原田） 岡田議員。

○3番（岡田） 今まだサービスを使っておられない、あきがあるというんですか、そういうふうなことを言われましたけれども、これは私からしたら、サービスを本当はまだまだ使いたいんだけど、1割負担せにゃいけんといふことで、そういうふうな関係もあって、本来まだまだ介護保険でできるんだけど、そういう使いにくいというふうな、もう自分はこれでいいというのではなくて、本当はまだまだ使いたいんだけど使いにくい、負担の面も含めてそういうことがあるんじゃないかと思うんです。本当はこれは、この制度が始まったときは、家族で介護するのが大変だからといふので、いわゆる老老介護といふんですか、そういうのが物すごく多くて始まった制度だと思うんですけれども、やはりこの制度そのものがまだまだ使われていない。なのに、保険料は上がっていくと。今度、去年の10月から居住費とか食費なんかも上がって、そういうふうな面にしても、高齢者でひとり暮らしの人とかといふのは、高い保険料を払ってなかなか施設にも入れないといふのが実態だと思うんです。特に特養なんかでも物すごく待機待ちといふのがこの近辺でも、何年になるかわからんけれども、とにかく申し込んでおけと。いつになるかわからんといふような状況なんですけれども、こういう中で、自治体としてもいろいろな物すごく負担が重いといふふうな中で、独自の減免とかそういう

のをする考えはないとずっと言われるんですけれども、そういうことをしていかなと、ますますもって、本当にサービスを受けたい人が受けられなくなると。お金のある人はいいんですけれども、そうでない人というのは物すごく困っておられるんですけれども、全くそういうふうな施策をする気は当分ないのかどうかというのをお願いいたします。

○議長（原田）高齡福祉課長。

○高齡福祉課長（上村）減免につきましては、先ほど町長も申しましたように、昨年10月から始まりました施設サービスの居住費及び食費につきましてもそうした低所得者の方に対する制度ができております。また、保険料につきましても、現在の第2段階であります低所得者の方のためのものが新たな形でまた細分化されたこともございますので、そうしたこともございまして、特に減免については考えておりません。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）それと、施設入所の方の第4段階というんですか、2段階ぐらいまでは下がると言うんですけれども、1段階は余り変わらず、2段階が下がって、4段階の人というのはどういう、物すごく上がるということになるんですけれども、極端に言うたら青天井というんですか、そういうふうなところの町の調査、そういうのはどういうふうにされておるんですか。

○議長（原田）高齡福祉課長。

○高齡福祉課長（上村）今、岡田議員のお尋ねは保険料のことでございますか。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）言い方が悪かったんですけれども、施設入所の場合の負担というんですか、1段階の方は生活保護の方で、2段階の方は非課税の人で年収が80万円以下の人、3段階の方は非課税世帯でない方というふうな、その分です。わかりますか。それじゃ、これはまた後で。

それで、私が言いたいのは、去年からの改正でも今度の新しい改正でも、施設入所も含めて物すごく自己負担が多くなったんですよ。それで、いろんな経済的な理由でなかなか入所できないと。すべて、今度の改正でもそうなんですけれども、自己責任というんですか、自立するところは自立してくださいというので、特に軽度の方はとにかく利用できなくするというふうな、そういうねらいがあると思うんです。やはりこれだけ保険料がなくなってくると。国の予算、国庫の出すのはいずれ25%ですか。以前は50%出しておったのが25%ということで、やはりまた何年かしたら同じようなことになって

くと思うんです。見直しで保険料を上げていく。サービスはなかなか利用できなくなる。やはりずっとこういうふうな繰り返しになると思うんです。ここで思い切って、前から言うておるんですけども、介護保険の見直しで国に、国庫の補助をもとに戻すとか、自治体としても要望というんですか、そういうのを国にどんどん上げてもらって、この介護制度そのものを使いやすくというんですか、そういうふうな格好に変えていかんと、いつまでたっても、また何年かたって見直し的时候には保険料が上がって、なかなかサービスが使えなくなるという繰り返しだと思うんですけども、やはり国に対しても県に対してももう少しもとのように戻してくれというふうなことが言えないんでしょうか。お願いします。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（上條）介護保険制度につきましては3年に1回見直しがありまして、今年度やって来年から新たに3年が始まるという中で、いろんな介護保険の制度につきまして現在、町村長会ですか、町長さんあたりの全国大会とか、いろいろ機会をとらえてはそういう要望をされておりますので、これからも当然そのような場を通じて国への要望はやっていくというようなことになろうかと思えます。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）今からどんどん高齢化も進んで、保険料も20歳以上から払ってもらおうというような論議もあるんですけども、根本的には国がそういうふうな、もう少し、今まで50%だったのをこの保険で25%に下げたわけですから、やはり以前のようにもとに戻してというふうなのをどんどん国なんか積極的に要請をしてもらって、こういうふうな負担の軽減というんですか、そういうものをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思えます。

○議長（原田）次に進みます。9番、西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。教育行政について質問いたします。義務教育は児童・生徒一人ひとりの個性と能力を育て、次代を担う資質と判断力を備えた人間形成を図るという重要な役割を担っております。また、児童・生徒の健康と安全を確保しながら、意欲を持って学び合える教育環境、教育条件の整備・充実を図るのは我々の責務であります。そこで、具体的に質問いたします。

昨日の町長の施政方針の中で述べておられましたが、改めまして、平成18年度の予算の編成に当たり、町長の教育に対する方針をお伺いいたします。

2、現在、全国的に学期を3学期制から2学期制に移行する自治体が増えております。我が町は2学期制度についてどのように考えていらっしゃるでしょうか。

3、町内の小・中学校の建物は老朽化が進んでおり、建替え、改修等、計画は立てられておりますが、実施年度を明確にした計画作成はどのようになされておりますでしょうか。これは一部は昨日の崎本議員も質問されておりますけれども、改めて問います。

4、学区の見直しを検討する時期が来ていると思います。町は検討する時期はいつとお考えでしょうか。以上です。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）西山議員の質問に対しましては教育委員会の方から答弁をさせますので、よろしく申し上げます。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）それでは、1点目からご答弁を申し上げます。教育に対する方針でございますが、将来の海田町を担う子どもたちの育成を目指し、重点施策として力を入れるところでございます。新たな取り組みとしましては、確かな学力の定着を含めた児童支援の充実を目的に、小学校1年生及び2年生を対象に学級の児童数により非常勤講師を配置した少人数指導の実施をいたします。また、学校内外の児童・生徒の安全を守るために全小・中学校へのネット銃の整備、学校安全ボランティアの活動の推進等を実施してまいります。

2点目の2学期制でございますが、現在、県内では東広島市が全面実施、広島市など6市の一部で試行を行っております。教育委員会は町内小・中学校の教頭による検討会などでメリット、デメリット等について調査・研究をしてまいりましたが、現在の段階では直ちに導入の予定はございません。

3点目の小・中学校の施設建替え等の実施計画書の作成でございます。建物の耐震診断や耐力度調査の結果をベースに、建築年度や住民の避難施設としての拠点性などを総合的に勘案し、整備順位をつけております。また、実施年度につきましては、今後の財政状況と整合を図りながら進めてまいります。

4点目の学区の見直しでございますが、教育委員会といたしましては、規制緩和の動きを受けて区域外就学や指定校変更など弾力的な運用でもって行っておりますので、現在のところ、学区そのものを見直すという考えはございません。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）再質問いたします。まず1点目ですけれども、私の質問要項が少し偏っていたかもしれませんが、私は明確に町長の教育に対する方針をお尋ねしておりますので、町長みずからが教育に対してこういう方針だから今回のそういう予算編成になったわけでありますので、町長の教育に対する方針をまずお伺いいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この質問に対しましても、昨日の施政方針の問題を含めて、先ほど教育長が申しあげましたように、将来の海田町を担う子どもの育成を目指して重点的に教育関係の問題に対して進めていきたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）具体的に教育予算編成上、教育に当初予算でどのパーセント程度を目標に予算編成をなさろうとされておりますか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この点につきましては皆さんにお示ししたとおり、今回の予算の編成の中の教育関係を見ていただければ十分わかると思います。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）そういうわけではございませんで、町長の教育に対する熱意はどのくらい予算計上されるかということにあらわれてくると思うんです。学校の建物の改修等が学校建替え等で一時的に延びたりする場合はありますけれども、基本的に教育にかける情熱が、これだけは教育には、これよりは減らさないというある程度の目標を持っていらっしゃるかということなんです、平時で。そういう問いなんです。難しいと思いますが。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）これは、物差しではかってどこまでということの問題ではないんですけれども、ここらで、私も以前から教育関係は重点を置いてやってきたつもりでございますが、改めて、こういう時期でございまして教育と福祉の問題のサービスの低下にならないようにやっていきたい、こういうように考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）じゃ、2点目に移ります。3学期制から2学期制は教頭の会合で、今は妥当ではないという答弁でした。例規集にありますのは、教育の第15条ですけれども、「学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる」、第16条で「各学年の学期は次のとおりとする」というのが現行制度でございます。その2のところ「校長において必要と認

めたときは、前項の規定にかかわらず教育委員会に届け出て前期及び後期の2学期とすることができる」とちゃんとうたっているにもかかわらず、なぜ、校長会でなくて教頭の会合でその意向が3学期でいいという結論だったから、それで当面いきますという答弁になるのでしょうか。もう一度、教育長、答弁をお願いいたします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）ちょっと誤解されておるようなことがあるので、言いますが、教頭を中心とした検討会だったわけです。検討会の中ではどちらがいいというのは出ていません。どちらもメリット、デメリットを羅列して、こういう結果でございますという報告書でございます。ご指摘のように、規則の上では、これは学校教育法からくる法律の中で、学期や休みの休暇の数を決めるのは都道府県または市町村と規定されていますので、文科省が一律に市町村に押しつけることはできないようになっています。これを受けて規則の方でも、いつでも2学期制は移行できると。「できる規定」でございますから、できるような準備は整えているというのが現状でございます。現在、2学期制を導入にまだ踏み切っていないというのは、この2学期制というのが、これに限らず教育改革が叫ばれました平成11年ごろでしたでしょうか、このころから週5日制が導入された折からいろんなメニューが打ち出されまして、そのころ、流行のようなどころがありまして、2学期制というのが取っつきやすいというような面もありまして、いつか、はやったような面もございました。しかし、あれ以来、実施した自治体でその後の効果測定ができていないということもございまして、昨年、朝日新聞でも紹介されましたように、一たん2学期制に移したけれども、どうも日本の四季とか教師や児童・生徒の感覚に合わないのではないかと、うちまちまたもとへ戻したところもございまして、ですから、もう少し、実際に本当に2学期制で解決するようなことであれば、すぐにでもできるわけですから、それは導入いたしますけれども、無用な混乱を児童・生徒や教師に与えないというのが教育委員会の今の立場でございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）2学期制にしたところでデータが出ていないと。東広島は平成17年度から全校一律に2学期制を導入いたしておりまして、半期が終わった段階で、立派な冊子で、半期ですけれども、もちろん実施した学校ですので、教育委員会としてはメリットを表に出さざるを得ないという状況があるかもしれませんが、今一番学校現場で問われていることは、先ほどおっしゃいました、土曜日が休みになりまして週休5日制になったこ

とに伴うのもあるんですが、先生の事務量が増えて、私たちが学校教育を受けたときに比べますと、子どもたちとの接点が少なくなったという、一番今の教育現場で問題になっている部分が、この2学期制をすることによって、これは東広島市のデータでございますが、小・中学校にアンケートをとられております。2学期制の実施によって7月に子どもと向き合う時間が増えたという実感がありますか、どうですかというアンケートによりますと、小学校では75%が子どもたちと向き合う時間が増えた。中学校におきましても52%が生徒と向き合う時間が増えたという、これは教師のデータですので、事実ですね。そういうデータが出ております。これは今、教育現場で一番必要課題が解決できる方途の報告です。先ほどの答弁では、結果が出ていないと。確かに人間って今までの慣習を変えるというのは動揺もありますし、定着するまでには時間がかかりますけれども、定着ができないからと、もとに戻した学校もあるかもしれませんが、しかし、今、学校現場で課題があることが解決できるものであれば、もっと真剣に私は検討すべき課題だと思います。その辺についてはもう少し前向きに検討してみるお考えはないのでしょうか。先ほどすぐにでもやるというような変な答弁でしたけれども、そんなことではなくて、今一番求められているのは、子どもたちを健やかに伸び伸びと学力をつけながら、社会に出たときに、先ほど町長がおっしゃっていました、21世紀を担っていく人材を任されているのが学校教育、義務教育なんです。もっと真剣な答弁があってもいいと思うんですけれども、その辺について教育長は本当に真剣に考えられているのかどうか、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）先に申しておきますが、真剣に考えているからこそ、直ちに導入はまだ控えているわけでございます。そのアンケートの結果も私も承知しております。ただ、そのアンケートの結果について、他の自治体でございますから、とやかく申し上げられませんが、何らかの先生のいわば本音の部分といいますか、そういうのを幾つか聞きますと、余りそのアンケートの結果には我々は100%その結果を尊重しにくい面もございません。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）訂正がございます。先ほど週5日制というのを週休5日制と私も質問したようでございますので、その辺は訂正をよろしくお願いいたします。

それは学びの連続性についてでも、小学校では70数%、中学校では60%以上の先生が、

連続性ができた、特別教育がスムーズに行われるようになったと。教育長はこの東広島市の小学校・中学校のすべての先生にお聞きになりましたでしょうか。この反対の先生にお聞きになられたら、それはそういう答えは返ってまいります。そういう偏った情報収集というのは私は問題だと思うんです。もしもこの2学期制が有効でないのであれば、広島市も導入に向けてモデル校はつくらないはずなんです。私は本当に思いますけれども、先生にとっても子どもたちにとっても一番いい教育環境をつくるのが責務だと思っております。もう少し真剣に、本当に2学期制になった方がいいのかというのは、私は校長、職員、先ほど教育長の答弁は信じられない文言がたくさん出てきておりますけれども、もう少し調査・研究をされるお考えがあるのかどうか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）一昨年でしたか、研究会を立ち上げて研究報告をしていただいたんですが、校長も全然加わっていないというわけじゃございません。校長をはじめ、全教職員もそのことはいろいろ意見を聞いて、その上でまだ導入していないということでございます。あれが終わったから全く考えていないということではございません。これは私だけでなく教育委員のメンバーの方々も常に考えているところでございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）それでは、先ほど教頭会の会議録を開示していただけますでしょうか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）教頭会の検討会から出た報告書についてはいつでもお見せいたします。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）次に移ります。次の小・中学校の建替えと、その次の学区の見直しも少し絡んでいるわけですが、海田町の小・中学校の建物は古く、年数がたっております。現場に行ってみますと、地震のときのひび割れがまだそのままに、だから、4年、5年前でしょうか、地震は。そのひび割れがそのままになっているところもあれば、安心して授業ができる環境にない建物もあるように私は思います。それで、今、小・中学校の建ててある地域と学校数、今の児童・生徒の住んでいる地域との整合性といいますか、私は計画を、今、既存のもので改修・修理、耐震診断に沿って、今回の予算では本当に本来もっと早くしておかないといけないような雨漏りの工事ばかり出ておりますが、私は、その計画だけではなくて将来の海田町を見据えたときに、修繕、改修ではなく、新たな、どこにどの小学校、既存の小学校の敷地でもいいんですけれども、新たなここに

新しい建物を建てて、学校をどうしようかとか、今の南小学校、海田東小学校区は生徒数が増えておりますが、そこを思い切って建替えて、流動しながら、10年後には海田町の小・中学校の危ない校舎は全部建替えられているような抜本的な学校の建替え計画が必要ではないかと私は思うんです。今のまま改修、修理を続けておりましても、今の南小学校区とあちらの地域、マンションが次々建ちまして、子育て世代の方が転入なさってきて、今の改修、改築だけでは、とてもではないですけども、対応できない時期が来ると私は思っているんです。そういったしますと、もっと抜本的に今後の海田町の学校の教育環境を考えたときに、頭を切りかえて建替え計画を明確にするべきときが来ているのではないかと思いますけれども、その点については教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）おっしゃるとおり、町内の小・中学校ですぐ建替えてもおかしくない建物というのはほとんどでございます。ただ、すべてを建替えてほしいんですけども、それはなかなか財政出動ができないということで、建替える順番もちゃんとつけております。ですから、財政出動ができ次第、どこでも建替えますし、新築の校舎にいたします。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）もちろんそうなんです、抜本的に計画を見直していただきたいという思いがあるんです。ですから、今ある既存の校舎をそのまま建替えるのではなくて、将来の人口流動を考えながら明確な建替え計画を立ててはどうかということなんです。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）わかりました。学区の編成とも関連しておると思います。学区の自由化というのは、現在はある程度、細いながらも全体的な流れとなっております。ひところほど、この学区の自由化というのが一時停止したのは、ご承知のように、昨年からの一連の事件がございまして、学区の自由化をするといろいろ通学等の問題がばらばらになるということで、集団の登校もできないし、てんでの登校になるということで、ちょっとブレーキがかかったようなところもございしますが、大きな流れとしては学区の自由化、これが流れになっております。自由化になりますと、どこへ行ってもいいわけです。ですから、ここだけを人数によってというわけにはいきません。これは、学校の特色によって保護者・児童が学校を選ぶということになりますから、1つのところをたくさん大

きな校舎を建てるといふわけにはまいりませんので、建替えのときには現状の人口配分を見て考えるようになると思います。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）私は学区自由化は余りいいと思っていないんです。今おっしゃった中に、特色ある学校をつくっているから学区の自由化、行きたい学校に行くような方向性とおっしゃいましたが、私立の小学校、私立の中学校であれば、理事長、校長、それぞれの思いで特色のある学校はできておりますし、今からもできるであります。しかし、義務教育の学校には限界があるんです。なぜ限界があるかといいますと、校長には転勤がございます。その校長がずっとその小学校、中学校にいらっしゃるのであれば、その特色あるものを続けられます。しかし、次々に校長の転勤があったときに、その校長の考えが違えば、やはりその校長は校長の特色ある学校を築いていきたいと思うのが教育だと私は思っておりますので、ですから、余り自由化というのは、先ほどの安全性も含めながら、やっぱり問題、どうしてもそこに行けないから、町長の許可で、教育委員長の許可で違う学校にというのは認めるべきではあると思いますが、学区というのはやはりその学区に児童・生徒は通うのがふさわしいと思っているんです。しかし、今から海田町の人口形成は随分地域によって、10年、20年前とは変わってきておりますので、建替え計画も今の学区も編成がえをすべきときがもう来ているのではないかという今回の質問なんです。現町長になられまして本当に予算配分には気を使われまして、縮小財政で本当に身の丈に合った行政をといつも町長は答弁しておられますけれども、私は予算編成を見てすごくそれは感じているんです。しかし、交付税の計算の中には、やはり起債を起せば交付税、また国からの支援もあるというところがありますので、今の予算を編成される中で、数年後にはそういった起債ができるときが来るのではないかという願いも込めまして計画を立てていただきたいという質問なんです。町長に質問いたしますが、今、教育長も海田町の小・中学校の校舎はもう年数がたっているという、これは事実でございます。本当に子どもたちが喜んで、結局環境整備をするということは、行政、大人たちが僕たちを大事にしてくれているという、命で感じるものなんです。ですから、私は今の予算執行、予算の計上を見ておりますと、本当に始末を一生懸命されているという実感が伝わってまいります。しかし、縮小ばかりではなくて、時期がある程度になりましたら、またやはり起債を起して環境整備を計画の中に具体的に入れていただいて執行していただきたいという思いがありまして今回質問したわけですがけれども、

その点、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）学校問題は当時、私も議員のときから非常に興味を持って対処させていただいて、今なおも、教育長の先ほどの答弁にあるとおり、次の海田町を発展させるのは子どもの力だと自負しておりますので、今言われましたいろんな諸問題が、一遍に老朽化したんじゃないんですが、今まで何遍か対応の修理もできていなかった原因もあります。しかしながら、今ご指摘のように、総合的に学校教育に対する、また子どもに対する重点的な施策を考えてみたい、こういうように考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）最後に、学区編成の件ですけれども、すぐに全体見直しという意味ではございませんが、学区のところをよく見ておりますと、海田小学校地域は、中学校になりますと、距離的なこともあるのかもしれませんが、ほとんどのメンバーは西中学校に通学区域になっておりますが、一部は海田中学に通学の学区になっているんです。確かに距離的な問題もあるかもしれませんが、子どもたちにとっては小学校で一緒に学んだメンバーと別れて海田中学に入学したときに、ほとんどのメンバーは海田東小学校と海田南小学校のメンバーですので、本当に一部の中で1年生のときにすごく寂しい思いをしている実態もございます。もう1点のひずみは、月見町の学区が、これを見ますと、小学校と中学校の学区が全然変わっております。それはちょうど西小学校から西中学校の範囲ですので、今、生徒・児童数が減少しております西中学校と西小学校の少しでもバランスが、教育のある程度の人数がいないと、やはり教育できないんです。この間のテレビ報道で見ますと、1学年6学級あるのが、1クラスの生徒数は多くては困りますけれども、1学年6学級ある学校が運営上も教育上も、運動会とかいろいろな行事をするときとか、一番ふさわしいという統計も出ているわけです。教育長の持論は、西小学校は1クラスでも、複式じゃないからいいですという答弁が何度も返ってまいっておりますけれども、山間部で、まちで全生徒数が数十人で複式で云々であれば別ですけれども、この都会の一角にある海田町で1学級の学校運営というのには私は問題があるのではないかと思います。町長も議員のときには随分学区見直しは質問されてこられた経緯がございますが、私は現状に合わせた学区は少し見直す必要があるのではないかと考えるんですけれども、その点について検討なさるお考えはないでしょうか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）時代の流れに沿って、西小学校・中学校ができた折からはかなり背景なり環境が変わっておることはよく承知しております。ただ、それだけをもって遠距離のところには線を引くというのも、これも問題があるということで、ご指摘のように、学区については以前から教育委員会の中でもいろいろ議論に上がっているところでございますので、検討はしてまいりたいと思います。

○議長（原田）暫時休憩をいたします。再開は10時50分。

~~~~~○~~~~~

午前10時35分 休憩

午前10時50分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。4番、西田議員。

○4番（西田）4番、西田です。大きく2つの質問をいたします。

第1点目、指定管理者制度の導入についてお伺いいたします。指定管理者制度は、公共の施設の管理運営に民間活力を導入することで住民サービスの向上と行政コストの削減の両立を図ることを目指した制度と言われております。本町では、平成17年9月22日の議会全員協議会で説明された行政改革大綱の実施計画の中で、指定管理者制度の導入に関して実施に向けて準備・検討と継続の期間が示されています。その1つである福祉センターに関しては、平成17年の12月定例議会で初めて平成18年度から指定管理者制度の導入が議決されました。これを受け、今後に予定されている保育所に対し、福祉厚生委員は平成18年2月16日に呉市の指定管理者制度導入についての調査・研究を行いました。呉市の導入の結果では、サービス面は延長保育を可能にし、経費面では30%が削減できているということです。しかし、導入までの情報提供を含めた周知期間や説明会の不足などの問題点があったようです。今後、保育所へ導入するに当たり、次の点を質問いたします。

1、サービスの向上はするのか。

2、財政面の効果はどのくらいか。

3、導入に当たって関係者への周知並びに説明会や、官から民への移行期間は慎重に進めなければならないと考えます。実施までの具体的な計画はどのようになっていますか。

か、お伺いいたします。

次に、2点目、町内循環コミュニティバスについてお伺いいたします。町内循環コミュニティバスは、実験的に高齢者や障害者などの交通弱者の支援と、町内の公共施設利用の利便性の向上を図ることを目的として運行されています。実験の方法は、運行の曜日や時間、ルートや巡回方向など、運行の形態を多角的な面からの状況調査がなされています。一方、町内循環コミュニティバス検討委員会は平成17年6月20日に立ち上げられ、7月22日、8月3日、8月23日の3回の委員会を開き、運行の内容や問題点を検討されています。また、第4回が今年の2月17日に開催され、今、報告書が作成中とのことと伺っております。さらに、昨日は中国運輸局より視察がありました。補助金を受ける実験運行は来年度が最終年度で、より一層町内一円を細かく調査する必要があると考えられます。このことを踏まえて次の質問をいたします。

1、平成17年11月11日の臨時議会での運行再開の議決を経たからの取り組みや利用状況はどのようになっていますか。

2、町内循環コミュニティバス検討委員会のその後の開催と調査・検討された結果はどのようになっていますか。

3、実験運行が最終となる来年度18年度の考え方と計画及び運行の形態はどのようになっていますか。

4、実験運行の結果を受けて、今後の運行（本運行）の計画はどのように考えられていますか。

以上、大きく2点の質問をよろしくお伺いいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）西田議員の質問に対して答弁いたします。まず、指定管理者制度の導入についての質問でございますが、1点目の質問につきましては、呉市の例にもございますが、制度の導入に合わせて特別保育事業の充実を図ることができます。また、入退所等の事務手続きも引続いて町で行いますので、サービスの低下にはならないと思っております。

2点目の質問でございますが、平成17年度予算をもとにした試算によりますと、保育所2カ所で単年度で約3,270万円となっております。

3点目の、導入に当たりまして実施までの具体的な計画はどのようになっているかとの質問でございますが、現在、情報の収集に努めており、早急に計画を立てていくよう

に考えております。

次の町内循環コミュニティバスについてでございますが、第1期実験運行における議会をはじめ住民の皆様からのご要望や検討委員会のご意見等を参考に、第2期実験運行では毎日運行とするとともに、新たに栃木橋等3カ所のバス停を設けるなど、利便性の向上を図った上で昨年12月1日から運行を再開いたしました。また、住民の皆様の公共交通機関利用の実態や今後のサービスに対する意向等を把握するため、昨年12月に無作為に1,000名の方々を抽出し、再度アンケート調査を実施いたしました。さらに、このアンケート結果を踏まえ、次期実験運行の内容等を検討するため、2月17日に第4回バス検討委員会を開催したところでございます。次に、利用状況でございますが、12月1日から2月末までの85日間の運行で総乗客数は6,684人、このうち有料乗客数は6,175人となっております。なお、1日平均では78.6人、1便あたりでは9.8人の方々のご利用がございました。

2点目の質問でございますが、第4回バス検討委員会の中でこのたびのアンケート調査の結果報告を行った上で、次期実験運行の内容についてご議論いただきました。そこでは、主にアンケート調査において要望の多かった地区を経由する運行ルート等について話し合っていたいただきましたが、結論を得るまでには至りませんでしたので、引続き次期実験運行の内容についてご議論いただくこととしております。

3点目の質問でございますが、当面は現在の運行形態を継続する予定としております。しかし、今後の検討委員会の検討結果等から、より住民の皆様にとって利用しやすい運行形態を導き出すことができるのであれば、来年度の運行期間中であっても現状の運行形態を見直すなど、柔軟な対応をしてみたいと考えております。

4点目でございますが、本運行の計画につきましては、今後の実験運行の結果や検討委員会の意見等を踏まえるとともに、他の運行方法や費用対効果等についても検討を行い、総合的に判断してみたいと考えております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）それでは、指定管理者制度について再質問させていただきます。この質問に関しては、昨日の桑原議員、また先ほどの岡田議員の方からかなり詳しく質問されておりますが、少し観点を変えて質問をしていきたいと思っております。今回の保育所に関する指定管理者制度の導入は、昨年9月に提示された健全化計画の実施計画の中に盛り込まれております。このときにも質問したんですが、人事計画との関係、要するに、先ほ

ど質問があったんですが、例えば保育所の職員の定員数と正規の職員の人数とパートの方の人数と、それらがどのような関係にかかわって年次ごとに動いていくのか、そこら辺がどのような形で人事計画と整合性がとれているのか、お伺いたします。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）今後の人事計画をお示しした中で、実際であれば、ご指摘のように、それぞれの職種別に細かく整理をしていくということも必要であろうかと思えますけれども、そうした今回お示ししておるものの中には町長部局に関する全体的な職員数の中での整理ということで、今ご指摘のような保育所の職員個々の数字を積み重ねた人事計画にはしておりません。最終的に保育士も含め、職員数については197名に整理をしていくというこの考え方でございます。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）ここの指定管理者制度の中の公民館とかいろいろあるんですが、あえて保育所を選んだのは、要するに保育士という特殊な資格が必要な職種なんですよね。それにかかわっての人事計画というのは、これは一般の人事を含めた計画とある程度予測をちゃんとしていないといけない、想定内にないといけないんじゃないかという気がするんです。その点をもう一度お考えをよろしくお願いします。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）指定管理に移行してまいる計画が20年、21年でございます。18年度、19年度の中でそうしたことを前提にした保育士の人数等、当然具体的な部分に精査しながら全体的な職員の調整を図ってまいりたいというふうに思います。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）今からプログラムをつくられるということなんですが、これも去年からしつこく言っているんですが、目標を立てられて、海田町の基本計画がございませぬ、10年間の基本計画がある中で、昨年は6月の時点で行政改革の大綱もしくは実施計画を出される。それから、9月ごろには基本計画の後期5カ年計画を出されるというようなことを言われておったんですが、現実には随分ずれ込んできているんですね。そういう計画のおくれが、この指定管理の場合は特にそういうことがあってはならない。これだけじゃないですが、すべてにおいてあってはならないと。特に、先ほど岡田議員の方からも出たと思うんですが、保護者の方々のコンセンサスをきちんととらないといけない問題もあります。それから、子どもたちと先生との関係ですか、そういった関係もきちっ

と整理していかないといけない予備期間も当然必要だと思うんです。そういったことを踏まえたときに、来年から実施される、先ほど18年から導入の計画を早々に立案していくと言われておりますよね。こういうものは、どっちかというともうほとんどできた段階で進めていくような方向で進まない、お互いのコンセンサスをとる期間ができないような状況が起きるのではないかと懸念が考えられます。その点はどうでしょうか。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）ご指摘のように、細かいそういった点を早目、早目に整理しながらやっていくというのが基本であろうかというふうに思います。ただ、ご承知のように、今回のこうした行革についてはいろんな条件の中で一度にいろんなことをやらなくてはいけなくなったという状況の中で少しどうしてもおくれた部分が出てきたわけですが、一応この17年度でそういった整理もつきますので、今後18年以降、ご指摘のように、移行にかかわりましては早目にそういった計画を樹立し、それぞれの課題について整理をしながら目標に向かって進んでいきたいというふうに思います。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）昔のことを言うんじゃないですが、今後しっかりその点を肝に銘じていただいて、早目にプランを出していただくということと、もう1点、調査したときに呉は移行期間というのを3カ月間設けられているんです。もう少し細かく言いますと、3カ月間の中に、その移行期間の間はその職員は全部市が受けている、市の待遇にされているというような、呉市の場合は市の方に受けてから運営されて、移行が終わったら全部民間に、指定管理の方へ移されたというようなこともやられています。そういう意味で、実際に指定管理に移すに当たっては物すごく細かい点が多々出てくるんですよね。そういう意味で、今言われたように、それじゃ、早目にお願いしたいと思います。

それからもう1点は、基本的には国が考えておるのは官から民へという移行だと思うんです。今回、指定管理というのはあくまでも中間的なポジションだと思うんですが、官から民へ、完全に民間へ移る計画等を含めてどこら辺を予測されているのか、お願いします。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（上條）民間移管の話でございますが、先進地では指定管理者を導入しないで直接民間委託というような例もあるようでございますが、海田町の場合は指定管理者制度を導入しまして、いろんな課題が出てくると思います。その結果を踏まえて民間

委託についても課題として検討していかなければならない問題であると考えております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）それでは、少し観点を交えて、財政面の効率化という意味から、特に少子化問題は国は大きな問題としてとらえておられて、これにかかわってエンゼルプランというのがございますよね。エンゼルプランに少子化対策臨時特別交付金制度で、女性の社会進出に伴う保育需要の増大に対応し、幼稚園の延長保育施設を拡充するなど、待機児童を解消するのに対して国からの補助金を交付されるとあります。この観点から、町の現状の待機児童の実態、それへの対応、それから、その補助金を今後どのような形で活用していくか、ねらいですね、その点、どのように考えられているのかをお願いします。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（植野）現在、先ほど言われましたエンゼルプランでございますが、これは昨年度制定しました次世代基本計画、そちらの方に衣がえをしておられて、その中での計画の実施を行うということでございます。待機児童につきましては、一部保育所には希望者が集中しておりますが、幾つかの保育所におきまして定員を割ったところもございまして、そちらの方へ希望される方については入所をお願いしておりますので、現在のところは待機児童はおりません。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）今後の計画を聞きたいんですが、幼稚園の施設を拡充する計画というのはないんですか、補助金を使つての計画というのは。お願いします。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）今後の保育所の拡充というご質問と思います。拡充というのをどういう意味合いでとるかであれなんですが、いろんな事業、今の障害児あるいは特別保育、延長保育、そこらあたりは可能な範囲で充実はしていきたいというふうに思っておりますけれども、新たな保育所をつくっていくという計画は、現在のところ、ございません。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）新たなじゃなくて、まとめるとかというような計画もないということでしょうか。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）現在、4保育所が町立としてあるわけですが、計画でお示ししていますよ

うに、2つの保育所は指定管理に将来移行していく。残る2つについては町立で運営していくという現在の計画でございます。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）じゃ、計画をしっかりと練っていただいてプランの方に移していただきたいと思います。

もう一つは、本国会で幼稚園と保育所の一元化の法案が提出されております。これは多分通るのではないかとおっしゃっていただいておりますが、ゼロ歳から小学就学児までを対象とした法案が出されておるわけですね。これが決まれば、今年の10月から実施される予定というふうになっているんです。これは、今考えられておるのはあくまでも保育所だけなんです。町内には幼稚園が3つ、私立がございますね。そういったもの全体の、幼稚園と保育所を全部一くくりにしたような考え方のものが法案として出てきているんですよ。それもゼロ歳から6歳までという。通るような感じではあるんですよ。だから、実施が10月から実施されるような。これは全部じゃないと思います。ある一部ずつ実施されると思うんですが、ここらを踏まえた指定管理者制度はどのように考えられているのか、お願いします。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）要は幼保一元化ということでございます。これはいろんな考え方もあるかと思いますが、指定管理に移行していく1つの考え方として考えられますのは、例えば町内の幼稚園を運営していらっしゃる方がこの指定管理を受けるといったものの中でそうした幼保一元化の可能性、それも多分にあるのではないかというふうな思いもしております。今後、指定管理に移行していく検討を進める中でそうした要素も加味しながら、どういう指定管理の方法をとっていくか、あるいは公募形態、そこらあたりをどうとっていくか、これは十二分に詰めていきたいというふうに思います。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）要するに、幼稚園を含めてやっていく過程においては、やっぱり官から民への移行というのは結構しやすい体制があるんじゃないかということで今、質問させてもらったんですが、最終的には財政面の効果を出せるように、十分、今から計画をプランに移していただいて実施していただきたいというふうに思いますので、これは要望でよろしいですから。

次に、これは私しか出ておりませんので、町内循環バスに対する再質問をします。こ

これは目的が要するに交通弱者の支援、特に、一番最初に言われたんですね、海田市駅を基点とした公共施設の利便性の向上を図ると。交通弱者の支援と、海田市駅を基点とした公共施設利用の利便性の向上を図ると。だから、最終的には全部海田市駅に集中していくということなんですよ。そういうねらいを持って実験計画を出されているんですが、これも先ほどの件じゃないですが、実験計画というのは、どっちかという、2年間きちっと出した中でローリングするというのはわかります。それはいろんなアンケートをとったり調査するというのはわかりますが、実験計画というのは、やはり2年で計画を組まれた中で、今年度はこのような実験をする、来年度はこのような実験をするというように進められるのがごく一般的じゃないかという気がします。実際にやられているんですから、その点は言いませんが、できるだけ町内細かいところを縫っていただいて、要するに利用者がどれだけ要望されているのか、それによってどれだけ利便性が向上し、なおかつ町内循環バスの有効性、これをきちっと出していただけるような実験をしなきゃいけない。だから、先ほど回答にありましたよね、12月には3カ所、停留所を増やしたとか。来年度はルートはどのように細かく回られるのか、また、停留所は何カ所ぐらい増やされるのか、その点はいかがでしょう。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）先ほど町長が答弁いたしましたように、昨年12月にアンケート調査を実施いたしまして、その中のご要望が多かったのが、今までご議論いただいたとおり、東広島バイパスを經由してほしいとか、三迫東地区を經由してほしい、あと、大正、南大正、これは商業施設がございますので、その辺を經由してほしいというご意見が多ございました。それをもとに第4回検討委員会で、事務局提案として8の字運行、ちょっと難しいんですけれども、今ご要望が多かった地域を經由する運行の案を提示いたしました。それにつきましては、やはり東広島バイパスを運行するとなると、現在の芸陽バスの既存バス路線である三迫線との競合問題が生じるということで、当日、結論が出なくて、引続き検討するという結果になっております。これにつきましては、第5回の検討委員会を年度内に開く予定にしておりますので、もうちょっと詳細に検討していきたいと考えております。それから、便数につきましても、現状でいいというご意見と、今は1時間に1回、左回り、右回りなんですけど、1時間に2便で両方回りしてほしいという意見もございましたけれども、これをやるとやはりバスを増設というんですか、もう1台増やさなきゃいけないということで、経費の面もかかりますので、この辺につい

ては慎重に今後検討してまいりたいと考えております。それから、最終的には、先ほども言いましたように、来年度に入りまして検討委員会の結果等を踏まえて、来年度中途であってもルートの変更やバス停の変更が十分可能だという広島運輸支局のご見解もいただいておりますので、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）実験ですから、細かいところまでできるだけ回していただいて、住民の方の要するに利便性がどうであるかという、そういう調査をしていただきたいんです。昨日にも質問があったと思うんですが、新しい道路がもしできれば、早々にそこらのところの循環をしていただいて、西の谷の方は随分公共機関のバスがないですので、そういったところがメインになるのが、実験的な運行としては重要だと思うんです。国信地区もバスが通っていないところがございますよね。だから、そういったところが主に実験的にやらないといけないようなところだというような気がするんです。だから、その点、今後どのように進められるのか、お願いします。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）この前の検討委員会でのルートにつきましては、まず国信地区の国道2号を経由するというのと、今の芸陽バスの三迫の終点まで延伸するというのと、東広島バイパスを経由する、あと、大正、南大正も経由するという案をご提示しております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）次に、観点をえまして、交通弱者の支援という、要するに目的にはそれが入っているんですね。だから、バスの低床バスを利用するという、この点はどのように考えられていますか。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）本町の道路でございますが、勾配のある道路が多いのと、山陽本線、呉線がかまぼこ形の踏切等がございますので、現段階では低床バスの導入は困難だという結論になっております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）低床バスが通らないところがあるということですか。ということは、そこを迂回するか何か考えればいいんじゃないかと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保） 町内循環バスの目的の1つが交通不便地区の解消ということでございます。そうすると、丘陵地等、例えば総合公園、東地区を経由するのが大きな目的でございます。公共施設の利用促進という目的もあって総合公園まで行くことにしておりますが、あの辺はやはり勾配が急だということと、山陽本線、呉線が東西南北に縦断しておりますので、本町には踏切が多いということから、芸陽バスとも実際に現地を見て調査したんですけれども、やはり低床バスの導入は、現在のところ、今のルートでは難しいという結論でございます。

○議長（原田） 西田議員。

○4番（西田） となると、当初の目的である高齢者や障害者、要するに交通弱者の支援を目的にして導入したこの循環バスというのはどういうふうに理解したらいいかちょっと……。まあいいです。要するに言いたいのは、海田町としてこういった障害者の対策で巡回バスを回していますよ、今回は海田市駅のエレベーターをつけてそういったものをフォローしてきていますよと。じゃ、JRさん、段差ぐらいはやってくださいよというぐらいに持っていきたいという気持ちがあって今いろいろ質問を繰り返してみよったんですが、結局要するに障害者対策が目的であるので、バスの形態を変えるとか、巡回経路を変えるとか、そういった障害者対策ができていない施設へうまく運行していくとか、そういうねらいがやっぱり必要だと思うんです。だから、実験計画を一番最初に立てられるときに目的を外さないように、ただ走らせればいいのかという考え方ではなくて、やっぱりそこは基本に置いていただきたいんですが、くどくなるかもわかりませんが、町長さん、どうでしょうか。

○議長（原田） 町長。

○町長（山岡） ご指摘のようなことも考慮しながら、検討委員会とか、今の運輸局とか、芸陽バスも今までの実験をされた結果がいろいろデータの的に、場所のことも検討していただいているわけですから、もし可能な限りのことができるのなら、考慮してまた考えてみたい、こういうように考えています。

○議長（原田） 西田議員。

○4番（西田） ということは、もう少し来年度の実験運行は要するに今までやっていないようなところも走るといことも検討されるということですね、十分に。

それと、最後になるんですが、これが一番言いたいんです。要するに、海田市駅を基点として巡回バスを、町内を挙げて、出費も結構ある中で実際に運行するわけですよ。

そこへJRに対して随分お客さんを運んでおるわけですよ。考え方とすればですね。そういうことを町が前向きにやっているのに、やっぱりJRさんはもっともっと段差の問題とかこういうものは解消していただきたいというふうに要望を今後進めていただけるかどうか、これもあったと思いますが、お願いいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この件につきましても、昨日もいろいろ段差の問題も含めたり、駅前の自転車自治会の問題、今は町でやっておりますが、この問題も、JRのために我々が協力しておるんだということを基本に持ってJRには申し込んでいますので、改めてまた機会を持って話してみたいと思っております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）それじゃ、以上で終わります。

○議長（原田）次へ参ります。5番、渡辺議員。

○5番（渡辺）5番、渡辺です。成年後見制度について質問させていただきます。介護保険サービス、障害者福祉サービスの利用などの観点から、認知症の高齢者または知的障害者にとって成年後見制度の利用が効果的と認められているにもかかわらず、制度に対する理解がまだまだ不十分であること、そして費用負担が困難なことなどから、利用が進まないといった現状に対応するため、平成13年度、国は成年後見制度利用支援事業を創設しました。近年、リフォーム詐欺をはじめとした高齢者をねらう悪質商法が頻発して、成年後見制度の必要性はますます高まっております。この事業は国庫補助事業であることから、本町においても積極的に取り組むべきと思いますが、ご意見をお聞かせください。以上です。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）渡辺議員の質問に対して答弁いたします。成年後見制度についての質問でございますが、現在、本町におきましては相談窓口といたしまして町の関係部署と、町内3カ所に委託しております在宅介護支援センターで行っております。また、成年後見制度利用支援事業の補助金につきましては18年度、介護保険特別会計で予算計上をいたしております。今後は、新たに地域包括支援センターが設置されますので、認知症高齢者等の権利擁護が十分に図られるよう、成年後見制度の利用の促進に努めます。なお、この制度の普及・啓発につきましては、町広報紙等を活用して周知したいと思います。

○議長（原田）渡辺議員。

○5番（渡辺）再質問をさせていただきます。海田町の場合は既に取り組んでおられるということを知りましたが、この制度が全国的に見て非常に実施状況が低いといいますが、その中で取り組んでおられるということなんですが、海田町におきまして現在、認知症高齢者、また知的障害者、精神障害者の総計というのはどのくらいあるんでしょうか。そしてまた今までに、これはできてから5年ぐらいになりますが、この間に成年後見制度の申し立て件数というのは何件かあったのでしょうか、その辺をお願いいたします。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（上村）成年後見制度のご質問でございますが、認知症の把握等につきましては、やはりご本人さんと申しますか、ご家族の方もそうしたことに対する一般的なことにつきましてはなかなか我々としては把握しにくい部分もございまして、正確な数字としては手元にはございません。それと、この制度につきましては前々から、我々としてはあらゆる窓口、先ほど町長が申しましたように在宅介護支援センターあたりで訪問活動等を行っておりますので、そうした事業の中でそうした制度の周知には努めておりますが、いずれにしても、今後、議員もご指摘のように、この制度に対する認識がまだまだ行き渡っておりません。そうしたことも踏まえまして、まずはこの制度の啓発をさせていただきながら、新たに設置できます包括支援センターの方で、今度は権利擁護とあわせて必須科目になっておりますので、そうした中で支援をしてまいりたいと思っております。

○議長（原田）渡辺議員。

○5番（渡辺）再々質問をさせていただきます。既に実施されているんですが、高齢になると、だれにとっても身近な人の支えというのが必要になってきます。特に身体能力などの衰えをカバーするのが介護で、また、生活にかかわる契約などの判断などを見守るのが後見であって、この2つの支援があってこそ安全・安心の老後を過ごすことができると思っております。そういった観点から、また、介護につきましては介護保険制度ができて、特別養護老人ホームなどの施設や、また、ケアマネジャー、ホームヘルパーなどのネットワークが整備されていますが、後見についてはまだまだ、制度はできたものの、十分に使われている状態にはありません。そういったことから、特に認知症や知的障害者、精神障害者などによって、判断能力が十分でないために、自分の財産管理や、また、生活にかかわる契約を行うことが困難になった場合でも安心して暮らせるよう、本人を保護し、支援するのがこの成年後見制度でございますので、引き続き海田町におか

れましてこの点をしっかりと推進していただきたいと思います。これは要望にいたしまして、質問を終わります。以上です。

○議長（原田）13番、前田議員。

○13番（前田）13番、前田です。まず、職員教育についてということでお尋ねいたします。先に、県から送られてきた文書がわからなくなったということで、これについてももちろん新聞、テレビの報道であったことも今さら言うこともございませんが、その文書があったか、なかったか、それも定かではない、こういうことで、初めからあったか、なかったのか、そこらもしっかりしないというのは、いかにいいかげんな公文書の扱いをしておられるかということでもあります。そういう送られてくる文書について、例えば町長あての文書が何通あるとか、あるいは建設部、総務部あてに送られてくる文書、教育委員会あてに送られてくる文書が何通あるのかというような数の確認、このようなものはどのようにやっておるのか。また、県から送られてくる文書、書類は何課の職員がどのような形でとりに行くのか、そのことをまずお尋ねします。それから、その送られてきた文書を受け取った後、今申し上げました、どこあてにどれだけの文書が送られてきたか、その確認はどのようにしておるのか。1人で行うのか、あるいは複数の職員で行うのか。それから、事故以後について、その送られてきた文書の確認というか、取り扱い、今後送られてくる文書の取り扱い、これをどのように改正というか、取り扱い規定を決めたのかということ。そして、その公文書の重要性について職員教育はどのようにしておるのかということをまずお尋ねします。

次に、建築確認についてであります。先には姉齒1級建築士の偽装問題があって、また、北海道では次に建築確認の不正が出ております。本町においても、民間の建築確認に対してどのような形でその建築確認に関与しておるかということです。先に西浜において民間の業者が建築確認をおろしたという建物は、建築基準法43条、いわゆる4メートルの公道に2メートル以上その敷地は接しなければならない、この規定に反しておるのではないかと。すなわち、公有地に接しておるけれども、公道に接していない、このように私なりに考えておるんですが、町はどのように考えておるかということで、特定の一個人が公有地を占拠する状態になっております。このことについても町長はどのように考えておるか、今後これをどのように扱っていくのか、この辺についてもお尋ねしたいと思います。それから、今後、民間業者による建築確認の仕事に対して町はどこまで関与していくのか、これについて何か規制というか、規定を設けるのか、全く野放し

の状態のまま全く関与しないということでやっていくのか、建築確認について町はどのように関与しておるかということをお尋ねしておりますが、確認はできないんだと言いながら、その敷地に対して道路の幅員、あるいは敷地の状態等、意見書をつけて県に送付しております。にもかかわらず、町は関与できないの一点張りで答弁をされております。ましてや、今のように民間の業者が建築確認をおろすということになると、今の西浜のような例で、道路のないところに家が建つような状態が今後もどんどん起きてくると思います。その一部については、ご存じだろうと思いますが、似たような状況のところがコストにもございます。そうすると、今後、本町の道路行政がずたずたというか、できなくなるのではないかと、このようなこともあわせてお尋ねして、以上、町長の所見を問います。以上です。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）前田議員の質問に対して答弁いたします。まず、職員教育についての質問でございますが、公文書の重要性につきましては議員ご指摘のとおりでございます。紛失等はあってはならないと思っております。文書は通常一括して総務課で收受し、基本的に開封せず各課に仕分けして配付しております。これまで総務課で收受した文書を紛失したという事例はございませんが、呉・賀茂教育事務所での源泉徴収票の紛失事件を踏まえ、総務課には文書処理の確実を期するよう注意したところでございます。また、再発の防止についてでございますが、教育事務所内では受け渡しの記録をとり合い、着実な文書の受け渡しをすることといたしました。さらに、本町におきましても複数の職員または正職員で文書の收受を行うなどの対応をするとともに、総務課から各課への文書の受け渡しについても記録をとり、文書処理の適正を期することといたしました。

次に、建築確認についての質問でございますが、建築基準法の改正により、民間でも確認検査業務ができるようになりました。現在、民間確認検査機関からは町に対して敷地周囲の状況等について照会があり、調査の上、回答しているところです。なお、民間確認検査機関の業務内容等に関する指導については広島県が行っていますので、町には権限がございません。以上です。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）まず、最初の公文書の件ですが、複数の者で確認するようにしたことですが、そのいわゆるどういう文書、先ほども例で言いましたが、教育委員会に送られてきた文書が何通とかというようなことの記録といたしますか、建設課あて、町長

あてに送られてきた、そういうような文書の分類といたしますか、その記録、あわせて、過去にその文書を受け取りに行っておられた職員、そのまま引続きその職員が行っているのか、別の職員で行っているのか。とりあえず2点。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）まず、引続き同じ職員がとりに行っているかどうかということですが、それ以後、正職員と、それから臨時、今の同じ方ですが、正職員と一緒に2人で行くように改めております。それから、今回の教育事務所の事案を踏まえて再発防止といたしますか、町の方でも収受した文書の仕分けについて何課に何件というふうな形に記録化するように改めたところでございます。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）今の答弁の中であつたんですが、どうも臨時職員が扱っておるといようなニュアンスの答弁があつたんですが、そういう公文書たるものを臨時職員に扱っておるところに問題があるんじゃないかと。その臨時職員というところをもうちょっとはっきり答弁してください。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）確かに議員ご指摘のように、教育事務所で文書が紛失した際にとりに行った職員については臨時職員が対応いたしておりました。ですから、今回の事案を踏まえて、臨時職員1人で行かすのではなくて、職員と、それから今の臨時職員でございますが、2人で行くように改めたところでございます。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）深く言うてもあれですが、町長、やっぱり臨時の職員にそういう公文書、特に今回の場合は源泉徴収ということですから、その人のもちろん年俸、家族構成云々、税金も含めていろんな、わずかな小さい紙であるけれども、中身的には相当濃いものがあると思うんです。それを、今の課長の答弁であるように、以後なおかつ臨時職員に扱っておるといような、こういうこと事態に問題があるんじゃないか。臨時ということになると、職員のいわゆる守秘義務の中から外れていくんじゃないかという気もするんですが、そこらを町長、その重要性というか、先ほども言いました職員教育、そういうものを扱わせるのはどのように考えておられるか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この慣例が、私が町長になる以前からずっと何十年続いていた形じゃない

かと思えます。そこに今回こういう事件が起きた後に、改めて正職員で行って話をして、私が指示したところでは、郵便局でも各郵便局に集配したとき必ず印をするじゃないかと。そういう形の1つの証拠を残して帰る、証拠を置いて帰るということが必要じゃないかというふうな形で処理をしまして、臨時職員でも車の運転ができる人もおりますし、また、その補助としては十分機能もある方もありますが、正職員をつけて主にさせていただく、こういう形でございます。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）ようけ言うても、今幾らか、私じゃないからということで責任逃れみたいなことを言うているんですが、事故が起きて初めてそういうことで気がついてどうだということで、悪いところについてはどんどんそれは直していかんやなんと思えますし、どうも私はその臨時職員でまだなおかつ扱わせておるところに問題があるんじゃないかと思うんですが、これは要望しておきますが、今後これは変えられるところがあるのなら当然変えるべきであろうと思えます。責任ある職員に扱わすべきであろう、このように思えます。

建築確認の問題ですが、今もなお権限は町にない、こういう答弁ですが、前から私はこれも過去にも言うてきておるんですが、その建築確認に関与しておるじゃないかと。先ほども言いました。道路の幅員がどうかこうとか、今回の場合は建築基準法43条の問題で、敷地の接続の問題ですが、建築基準法42条、昨日、理事も里道は道路法の中の道路ではないんだというようなことを言うておられるが、ちょっと勉強してもらいたいと思うんですが、里道は立派な道路法上の道路であって、建築基準法では42条、いわゆる4メートル未満の道路に対してはその中心線より2メートル下がったものを4メートル道路と認めると。あるいは、一方ががけ、河川等によって、4メートルとれない場合は2.7メートルでも4メートル道路として認定するんだというただし書き、いわゆる救済措置が書かれておるわけですね。こういうことで、そういう条件、いわゆる関与をしておるわけですね。敷地が2メートル接しないとか接しているとか、道路の状況がどうであるとかということに関与しておるわけですね、町長。直接の確認の権限はないかもしれないけれども、確認の一部に関与しておるんですね。だから、全く知らないというのは通らないんです。知らないということになっていくと、今後も、今現実には事故が起きておる民間の確認業者、広島県に2社ぐらいとかというふうにしかなっていないんですが、その数字は定かでないんですが、今後の勉強のためにも、そこらがわかれば聞きた

いし、関与していないというところを、関与をしておるんだと。直接の建築確認の権限はないかもわからんが、関与しておるんだという、そのところの考えを聞きたい。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）先ほどの広島県に関しての民間の業者なんですけれども、本町においては4社、民間の業者が確認の関係について持ってこられたということです。それと、今言った確認の業務の中でいわゆる実地調査、現道の今言ったような幅員とかそういうものについては調査をいたして、広島県の方へ、今言ったように、調査を送って、その調査内容をすべて建築の本体構造計算、それらも含めて県の方でやっておられますので、町が建築確認の中での実態調査については調査しておりますけれども、それ以上のものの権限については一切ないということです。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）ですから、関与しておるんじゃないだろうと言うわけです。権限はあっちだが、関与しておるんであろうということ言うておるんです。関与していないと言うんか、どうなのか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）建築確認業務について関与はしていないんですけれども、今言ったように、広島県が実際には現地へ来てそういうふうなものをやるに当たって、そうはいつでも市町村の方が現状をよく知っているという中で、お手伝いをしておるといふうに感じております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）どうも横の方からやじも出ておるんですが、どうなんですか、町長、全く今の、関与していないんだと。お手伝いと関与とは違うんか。日本語の言葉がわしもわからんのじゃがね。今言うように、道路がどうか現況がどうかという意見書をつけておるといふのは部長がはっきり言うておるわけです。これは関与じゃないんか。お手伝いですか。どうなんですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）先ほども述べましたように、権限が広島県にあつて、地域の地元の状況は町村じゃないとわからんということもありますので、私は関与していないというように判断をしております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）そういうことで、時間をかけておってもしょうがないんだが、意見書をつけるんだから、全く建築確認に関与していないということじゃないんですよ。それで、次に行きますが、今の西浜、わかりますね、ポイントは。言わないけれども。わかるか、わからないか、まずそれから1つ。西浜、大丈夫ですな。過去に町道の認定が出て没になったところへ借家アパートが建ちましたね。場所は言わなくてもわかりますね。その確認を。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）現場は存じております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）ということで、そのの接道問題で、先ほども言いましたように、公道に接していないんですね。それで、町有地には接しておるんだから、町有地を、先ほども言いました、特定の個人が全部占拠する形になるんですね。当然町が、そういうことになると、公有地ですから、あるいは借地契約を結ぶなり何かをする必要もあろうし、それでないと接道問題が、いわゆるこれは敷地延長になってくるわけですが、無償でずっと占拠するというのもおかしな話ですし、そこらの考え方はどうなっておるのか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）現在、仰せられる道路に面しては3人の地権者がおられます。ですから、1人だけというふうには解釈しておりません。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）1人でない、3人だからいいですよと、こういうことになったら、3人で契約するべきじゃないですか。道路じゃないんだから。3人のいわゆる特定の人のなんですよ。これはもちろん道路は袋があるんですよ、場所は。通り抜けじゃないんですよ。この間、日の出町は通り抜きの道路でも、道路としての形態が十分できていないので、町道として認定するわけにはいかないということで、今回も西浜は、あれは行きどまりでもあるし、町道としての用はなさないということで、寄附を受けたから町有地ではあるけれども、町道ではないと。そこに3人さんが利用されておりますと。だから、特定の3名様と、こういうことになるんじゃないですか、部長。どうなんですか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）西浜の確認の関係ですけれども、議員ご承知のように、43条の1項に基づいて県の方が確認をおろしております。この中にはいわゆる審査会の審査を経てと

いう1条がございます。この審査会につきましては、県の方で建築の専門家、今の接道等も含めて考えられた中で建築確認をおろされたという経緯がございます。それで、今言った道路につきましては、町が皆さんのその当時寄附を受けてつくった道路でございます。ですから、今言ったように、道路法で言う、いわゆる町道認定は受けていませんけれども、町が管理する普通の一般の道路というふうに認識しております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）ということになると、先ほど一部例を言いましたコストにもそれらしきところがありますよと、こういうことを申し上げましたが、そのところにどんどん家が建っていくんですね。形態が道路であるというだけのことの理由で部長が言われるんですね。逆な言い方をすると、私がそのような地権者を扇動してどんどん家を建てていきますよ。どうなるんですか。道路行政ががたがたになりませんかということを先ほども言うておるんです。これに対しての町長の答弁がないんですね。それをずっと認めていくと、本町の道路行政ががたがたになるんじゃないかと、こういうことなんです。先ほどちょっと申し上げておりますが、答弁が漏れておりますが、どうですか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）コストの今言った住宅等ですよ。済みませんけれども、場所がどこになるか、お教え願いたいんです。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）そういうことで、過去に出ております。監理課の方はもちろんわかっておると思うけれども、道路認定ということで、一昨年ですか、23カ所出たということで、これは認めるわけにはいかないということで、私が議長のとときに特別に10カ所まとめなさいということでまとめておるので、あとの13カ所が残っておるわけですね。その13カ所の中に西浜、もちろんコスト、いろいろご存じだろうと思いますが、特定の場所を言う必要があるのなら言いますけれども、あなたもそこまでわかっていないということは、平生いかにのんびんだらりとそういう仕事についておられるか、こういうことになるわけですね。23カ所、監理課長、そこらのところをようわかっておるはずだろうと思うんですが、でたらめなことなんですね。そういうこと……。

（「監理課長はおらんよ」と呼ぶ者あり）

○13番（前田）じゃけん、あっち見い、こっち見いしておるが、見当たらんなと思ってね。そういうことなので、早く終わろうと思ったけれども、そういうようなことで、今

の関係の建設部長がおるからそれでいいと思うんですけども、先ほど来から特定の人にも使わす場所も言わにゃわからんというようなことじゃ、随分お粗末なんだよね。部長、勉強が足らんよ、そこは。23カ所あって13カ所残っておるのはわかっておるでしょう。今回の日の出を入れたら14カ所になるんですよ。これのところにどんどん家が建っていったら、それでもいいんですかと言うておるんですよ。困るんじゃないんですか。当然それができると、道路ができれば、下水の整備、もちろん上水の整備、全部町がやるんですよ。今回の西浜については個人が引いたということですが、あとの2名さんが今度はそれを利用するとき、どうなるんですかね。今度はその町有地の下へ下水3本引っ張るんですかね。いろんな形で何か仕事をしようと思ったら、下水が3本パイプが通っておって、道路の仕事ができんようになるんじゃないですか。随分無責任な答弁だろうというふうに私は思うんですが、部長、そこらでなっていくんですか。それとも、隣に頼んで、また隣の下水を使わせてもらいんさいと言うて、町がそういうふうな指導をしていくんですか。道路行政もでたらめじゃというふうな、その認識もない。そして、町有地だから、特定の3名さんが使っても、それはそういうことだから、形態がそうだから、勝手に使うてくださいと。それでいいと町長はお考えなんですか。今後そういうことでやったらいろんな問題が起きてくるんじゃないかと。きちっと規制をかけるべきじゃないかと思うが、その辺はどうなんですか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）議員ご指摘の13カ所については私も認識をしております。今言われたように、管理については町の方でしっかりとやっていきたいと思っております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）言うても、管理とそういう特定の個人が使うというものとは違うと思うが、これは後日また改めてやりますけれども、それなりの内部調整を、町長ね。だから、はっきりやられればいいんですよ、西浜でも。借地なら借地でとっていろんな面で、いわゆる税込面も含めて困っておる状態だから。はっきり言って、いただける状態にあるんだから、そういう借地権についてもいいじゃないですか、いずれ道路にするというんなら。それはもしそういうことで一部売却するというところでやっておるなら、特定の個人に売却してもいいじゃないですか。それをただのんべんだらりと無償で、わかっておりますよ、うだうだということになっていくと、先ほど来言うておる、本題である民間の建築確認業者がどんどんどんどんやっていくわけです。家が建ってしもうたら、後

の規制ができませんようになるんですよ。だから、家を建てる前にそういうものを規制せにゃならん。そのためにはあなたらがいろんな意見書を県に対してもつけておるんじゃないかと。だから、関与しておるんじゃないかと言えば、関与していないと言うんです。だから、わしは理解ができないんですけれどもね。まとめて言いますけれども。文書をつけたら、あなたらがつけた文書は公文書なんですよ。私らが書いてやっても私文書なんです。ただ一個人が勝手にやっただけと、こういうことなんです。公文書をつけて出して、関与しないというのはおかしいんじゃないか。これは後日またいろんなところを見つけてではないけれども、この関連でやらにゃいかんけれども、内部で意見をちゃんとしておいてもらいたい。そして、コストのその場所もわからんと言うのなら、ちゃんと延長メーターまでも調べて、次の答弁でできるように。これは要望で、議長、ひとつやって。関与していないということでいつまでも突っ張ってね。それと、今の売却するのか、西浜ね。借地で使用料をいただくのか、そういうところをぴしゃっとやってもらいたい。こういうことです。以上です。

○議長（原田）これにて一般質問を終結いたします。

暫時休憩をいたします。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前 11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

この際、皆さんに審議日程についての確認をしておきます。日程第2から日程第23に至る各案件については、新年度予算に関連する条例案、予算案でございます。各案件については日程順に執行部より説明を受け、議員全員による予算審査特別委員会に付託する予定でございますので、何とぞご協力をお願いいたします。

日程第2、第10号議案、海田町事務分掌条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第10号議案、海田町事務分掌条例の制定について。行政改革の一環として、簡素で効率的な行政を行うため、機構を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）第10号議案、海田町事務分掌条例の制定についてご説明いたします。

議案書の9ページをお開きください。あわせて資料13の「機構改正について」をお出しください。今回の改正は、行政改革大綱の実施計画を踏まえ、組織のスリム化、効率化を図るとともに、住民参画のまちづくり、権限移譲、子育て施策の充実など、新たな行政ニーズに対応するため、役場機構の改正を図るものでございます。

改正内容のうち、まず、組織上の改正でございますが、組織の見直しによる対応といたしまして、上下水道部の廃止、行政改革推進課の廃止、監理課の廃止、庶務課を廃止することとしております。次に、新たな行政課題への対応といたしまして、企画部にまちづくり推進課の新設、その課内に住民活動センターの新設、総務部の税務課に収税対策室、福祉保健部の福祉課に子育て支援室の新設を行うとともに、所管する事務の移動に伴い、地域振興課を生活安全課に名称を変更することとしております。

次に、処理する業務の変更でございますが、企画部におきましては財政課に行政財産の総括、普通財産の管理事務を移管し、財政管理と一体的な運用を図ることとしております。また、まちづくり推進課を設け、行政改革の実施計画の管理、権限移譲への対応、行政評価の導入の検討や、総務部から事務を移した商工振興をさせつつ、住民参画型の施策の構築やボランティアの養成、NPO設立の支援に当たらせることとしております。また、このまちづくり推進課の中に住民活動センターを設置し、住民活動団体との連携や連絡調整に当たらせ、住民活動の拠点とすることとしております。次に、総務部関係の改正内容でございますが、税務課に収税対策室を設け、平成19年度から税源移譲が行われることから、収納体制の強化を行い、国民健康保険税の賦課・徴収を加えて税の一体的な賦課・徴収を図ることとしております。次に、地域振興に関する事項を企画部に移すことから、地域振興課を生活安全課に改め、消防、防災、防犯、交通安全の業務と環境衛生業務を行うこととし、住民生活の基盤である安全の問題と環境の問題を所管させることとしております。次に、福祉保健部関係でございますが、住民課では国民保険の給付のみ所管させることや、福祉課では子育て支援室を設け、これまで教育委員会の生涯学習課で行ってございました児童クラブの業務を加えて、乳幼児から児童までの施策を一貫して行うこととしております。また、保健センターでは環境部門を切り離し、住民の健康指導、疾病予防などの健康対策の充実を図ることとしております。次に、建設部関係の改正でございますが、現在の監理課を廃止し、財産管理に關するの事務を企画部の財政課に移し、用地買収、町営住宅管理、及び現在の建設課にある農業委員会や

農林水産関係の事務を都市整備課の中に集約し、総合的な都市基盤整備を図ることとしております。これに伴いまして、建設課では公共土木、公共建築物の維持管理を中心とした業務への簡素化を図ることとしております。また、上下水道部の廃止や庶務課の廃止に伴い、下水道事業に係る下水道課を建設部の所管に加えることとしております。次に、教育部関係では生涯学習課の業務から児童クラブに関する事務を福祉保健部の福祉課内にある子育て支援室に移管するようにしております。

こうした事務内容の変更があることから、海田町事務分掌条例の改正を行うものでございます。施行日は平成18年4月1日からでございます。

この結果、組織数の状況でございますが、現行の5部、14課、1センター、1室、1事業所、34係から、4部、12課、1センター、4室、1事務所、27係となり、部の数で1減、課の数で2減、室の数で3増、係の数で7減となるものでございます。

なお、附則第2項におきまして、海田町水道事業の設置等に関する条例の一部改正といたしまして、上下水道部を水道課に改めるものでございます。以上で海田町事務分掌条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第3、第11号議案、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第11号議案、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。職員の給与制度を見直し、一部の特殊勤務手当を廃止するため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）まず、説明に入ります前に、この改正条例の資料14について一部誤りがありまして、差しかえをさせていただきました。このことについては誠に申し訳ございませんでした。以後、こうしたことのないように注意してまいります。

それでは、第11号議案、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の12ページをお開きください。あわせて資料14の「職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表」をお出しくください。この改正は、行政改革大綱に基づき、職員の手当のうち特殊勤務手当について見直しを行うとともに、あわせて課等の名称に相違がある部分についての所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第2条関係におきまして、これまで特殊勤務手当といたしまして10項目を設けておりましたけれども、そのうち第3号の危険物取扱作業に従事する職員の特殊勤務手当、これにつきましては、農薬、塩素、火薬類危険物等を取り扱うことがないことから、これを廃止すること、第5号の野犬、野猿等捕獲作業に従事する職員の特殊勤務手当につきましても、現在では野犬等の捕獲を行っていないため、これを廃止すること、それから、第9号の下水道業務等に従事する職員の特殊勤務手当につきまして、下水道内検査等や浄化槽の維持管理検査等において汚物に接することがないことから、関係課との協議の結果、これを廃止し、職員の特殊勤務手当の項目を7項目に整理するものでございます。また、第6条では、部署の名称の適正化を図るための字句の改正を行うとともに、第5条、第9条、第11条では、廃止する特殊勤務手当の項目について具体的な内容を設ける必要がなくなることから、それぞれ削る改正を行うものでございます。施行日は平成18年4月1日でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第4、第12号議案、海田町国民保護対策本部及び海田町緊急対処事態対策本部条例の制定についてと日程第5、第13号議案、海田町国民保護協議会条例の制定については、関連がありますので、続けて議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第12号議案、海田町国民保護対策本部及び海田町緊急対処事態対策本部条例の制定について及び第13号議案、海田町国民保護協議会条例の制定についてにつきましては一括でご提案を申し上げます。武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、本町に設置する海田町国民保護対策本部及び海田町緊急対処事態対策本部並びに海田町国民保護協議会に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。内容については担当者から説明させます。

○議長（原田）地域振興課長。

○地域振興課長（臼井）それでは、第12号議案、海田町国民保護対策本部及び海田町緊急対処事態対策本部条例の制定についてと第13号議案、海田町国民保護協議会条例の制定についての内容についてご説明いたします。この2つの条例は、平成16年9月17日に施行されました武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる

国民保護法の規定に基づき設置する国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部並びに国民保護協議会について、必要な事項を定めるものでございます。

まず、今回制定する条例の根拠となります国民保護法について若干説明させていただきます。国民保護法は、武力攻撃事態等において国民の生命、身体、財産を保護し、武力攻撃の国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国及び地方公共団体の責務、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処など、必要な事項を定めることにより、国全体として万全の体制を整備し、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的としております。また、地方公共団体は国の基本的な方針に基づき、武力攻撃事態等においてはみずから国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施する責務を有することとしております。また、地方公共団体は国民の保護に関する措置を実施するため、あらかじめ国の基本的な方針に基づき、国民保護計画を作成するとともに、武力攻撃事態等においてこの計画に基づく国民の保護のための措置を実施する体制として、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部を設置することとされております。

それでは、まず第12号議案、海田町国民保護対策本部及び海田町緊急対処事態対策本部条例の制定についての説明をさせていただきます。議案書の13ページ及び資料15「海田町国民保護対策本部及び海田町緊急対処事態対策本部条例、海田町国民保護協議会条例の概要」をお開きください。この条例は、国民保護法第31条の規定に基づき、武力攻撃事態が起こった場合に設置する海田町国民保護対策本部及び緊急対処事態が起こった場合に設置する海田町緊急対処事態対策本部に関し、法律で規定しているもののほか、必要な事項を定めるものでございます。なお、ただいま説明の中で出てまいりました武力攻撃事態と緊急対処事態につきましては事態対処法の中で規定されており、武力攻撃事態を武力攻撃が発生した事態または武力攻撃が発生する明白な危機が切迫していると認められるに至った事態と規定しており、想定している事態は、1、地上部隊が上陸する攻撃、2、ゲリラ・特殊部隊による攻撃、3、弾道ミサイルによる攻撃、4、航空機による攻撃としております。また、緊急対処事態につきましては、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明確な危機が切迫していると認められるに至った事態と規定しており、想定している事態は、原子力発電施設等の破壊、新幹線等の爆破、市街地におけるサリン等化学剤の大量散布及び航空機等による自爆テロなど、いわゆる大規模なテロ行為としております。国

民保護法における国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関する規定でございますが、資料15の1ページの下段から3ページにかけて関係条文を載せておりますので、ご参照いただければと思います。なお、国民保護法で規定しております対策本部の組織を図示したものが資料1ページの組織図となります。

それでは、議案により条例の内容を説明させていただきます。第1条はこの条例の趣旨を定めたものでございます。第2条は国民保護対策本部の組織に関する規定で、国民保護対策本部長、副本部長及び本部員のそれぞれの職務や、対策本部に町の職員のうちから必要な職員を置くことができることとしております。第3条は国民保護対策本部の会議に関する規定で、本部長は情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じて国民保護対策本部の会議を招集し、その会議に国の職員その他、町の職員以外の者を出席させ、意見を求めることができることとしております。第4条は国民保護対策本部の部に関する規定で、本部長は必要があると認めるときは部を置くことができるとし、その構成や部長及び部長の職務を定めております。第5条では現地対策本部に関する規定で、国民保護法第28条の規定に基づき現地対策本部を置いたときの組織及び現地対策本部長の職務を定めております。第6条では、この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定めることとしております。第7条は、緊急対処事態が起こった場合に設置する海田町緊急対処事態対策本部に関してはこの条例の第2条から第6条までを準用することとしております。なお、この条例の施行日は附則において公布の日からとしております。

続きまして、第13号議案、海田町国民保護協議会条例の制定についての説明をさせていただきます。この条例は、国民保護法第40条第8項の規定に基づき、海田町国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものでございます。国民保護法における市町村国民保護協議会に関する規定でございますが、資料15の5ページ中段から6ページに関係条文を載せておりますので、ご参照いただければと思います。また、国民保護協議会が平成18年度中に諮問を受け、答申を行わなければならない国民保護計画についての概要や策定の流れ及び今後のスケジュールを資料4ページから5ページに載せておりますので、あわせてご参照いただければと思います。

それでは、議案15ページに従いまして説明をいたします。まず、第1条はこの条例の趣旨を定めているものでございます。第2条は委員及び専門委員に関する規定で、第1項で協議会の委員の定数を15名以内としております。第2項では専門委員については当

該専門の事項に関する調査が終了したときに解任することとしております。第3条は会長の職務代理に関する規定でございます。第4条は会議に関する規定で、会議の招集、議長、会議の成立要件及び議決について定めております。第5条は部会に関する規定で、協議会に部会を置くことができることとし、その構成員や部会長、及び部会長の職務代理について定めております。第6条は、この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要なことは、会長が協議会に諮って定めることとしております。

次に、この条例の附則についてでございますが、第1項ではこの条例の施行期日を公布の日からとしております。2項でございますが、国民保護協議会委員及び国民保護専門委員は非常勤特別職となりますので、この附則で、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行っております。一部改正の内容は、別表の水防協議会委員の項の次に国民保護協議会委員と国民保護専門委員の2項を追加するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第6、第14号議案、海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定についてと日程第7、第15号議案、海田町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、日程第8、第16号議案、海田町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定については、関連がありますので、続けて議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第14号議案、海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について、第15号議案、海田町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について及び第16号議案、海田町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、一括でご提案申し上げます。ひとり親家庭等医療費支給条例につきましては、安定的で持続可能な制度とするため、広島県の補助制度が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。乳幼児医療費助成条例につきましては、少子化社会に対応するため、所要の改正をするものでございます。重度心身障害者医療費支給条例につきましては、同制度を今後とも安定的で持続可能な制度にするため、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させていただきます。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（植野） それでは、第14号議案、海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の改正案及び第15号議案、海田町乳幼児医療費助成条例の改正案、第16号議案、海田町重度心身障害者医療費支給条例の改正案について説明いたします。

初めに、第14号議案、海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の改正案でございますが、資料として資料17「海田町ひとり親家庭等医療費支給条例新旧対照表」及び資料16「福祉医療制度の改正の概要」を用意しておりますので、ご覧ください。主に資料16の「福祉医療制度の改正の概要」を使って説明させていただきます。参考として資料17の新旧対照表もあわせてご覧ください。

それでは、資料16の1ページをご覧ください。まず、「改正の趣旨」でございますが、このたびの改正の目的は、ひとり親家庭等医療制度を今後とも安定で持続可能な制度とするため、広島県福祉医療費公費負担事業の改正に合わせて一部負担金を導入するものでございます。次に、2の「改正の内容」でございますが、このたびの条例改正の内容は、先ほども申し上げましたとおり、ひとり親家庭等医療費支給制度を今後とも安定で持続可能な制度とするため、一部負担金を導入するものでございますが、現行では自己負担はございませんが、改正案では、医療機関等で受診した場合、広島県福祉医療費公費負担事業に定める一部負担金を窓口で支払うこととしたものでございます。導入に当たっては、受益者に無理のない範囲で負担をお願いするものでございます。一部負担金の額につきましては、調剤薬局を除く医療等について1医療機関につき1日500円としますが、入院の場合は月14日、通院の場合は月4日の上限日数を設けております。ただし、平成20年7月末までは経過措置として1日250円となっております。新旧対照表では、1ページの第5条及び1、2ページの第6条でございます。この条例の改正後の施行期日は平成18年8月1日からとなっております。

次に、第15号議案、海田町乳幼児医療費助成条例の改正案でございますが、資料としては資料18の「海田町乳幼児医療費助成条例等新旧対照表」及び資料16の「福祉医療制度の改正の概要」でございます。主に資料16の「福祉医療制度の改正の概要」を使って説明させていただきます。参考として資料18の新旧対照表もあわせてご覧ください。

それでは、資料16の2ページをご覧ください。まず、1の「改正の趣旨」でございますが、このたびの改正の目的は、少子化社会に対応し、子育てのしやすいまちづくりを行うため、入院医療費の助成対象者を満12歳（小学校6年生）までに拡大するものでございます。次に、2の「改正の内容」につきましては、次の2点での改正を行っております。

ます。まず1点目としては、年齢の拡大でございます。対象年齢としては、現行の出生の日から就学前児童（満6歳）までとしていたものを、入院につきましては満12歳に到達する日の月の末日、すなわち小学校6年生まで対象年齢の範囲を拡げるものでございます。新旧対照表では1ページの第2条第1項第3号及び3ページの第5条でございます。2点目としては、条例名の変更等、用語の整理でございます。入院の対象年齢を出生から小学校入学前の6歳児から、小学生までに拡大することから、現行の対象者の定義の乳幼児には小学生が含まれないため、新たに「乳幼児等」の用語の定義をつくり、小学生も対象として含めるものとするものでございます。また、あわせて条例名も定義に従って変更することにしたものでございます。用語の整理につきましては、条例名及び第1条から第9条までに規定しております用語を改めたものでございます。新旧対照表では1ページから6ページまでそれぞれでございます。この条例の改正後の制度の施行期日でございますが、平成18年4月1日からでございます。

続きまして、第16号議案、海田町重度心身障害者医療費支給条例の改正案でございますが、資料としては19「海田町重度心身障害者医療費支給条例新旧対照表」及び資料16「福祉医療制度の改正の概要」でございます。主に資料16の「福祉医療制度の改正の概要」を使って説明させていただきますが、参考として資料19の新旧対照表もあわせてご覧ください。

それでは、資料16の3ページをご覧ください。まず、1の「改正の趣旨」でございますが、このたびの改正の目的は、重度心身障害者医療制度を今後とも安定で持続可能な制度とするため、広島県福祉医療費公費負担事業で定めている所得制限を導入するものでございます。次に、2の「改正の内容」について説明させていただきます。所得制限の導入でございますが、所得制限につきましては、広島県が定めております重度心身障害者医療費所得制限基準額を準用しております。所得制限の額をご説明いたします。この表は平成17年度のものでございますが、本人の場合、所得制限額は国民年金の老齢福祉年金の所得制限額を準用しております。扶養人数がゼロの場合159万5,000円、扶養の人数が1人の場合197万5,000円となっております。以後、扶養親族が1人増えるごとに38万円を加算していきます。次に、扶養義務者の場合の所得制限でございますが、こちらは特別児童扶養手当の所得制限額を準用しております。扶養人数がゼロ人の場合628万7,000円、扶養が1人の場合653万6,000円となっております。以後、扶養親族が1人増えるごとに21万3,000円を加算していきます。新旧対照表では1ページ、2ページの第4条

第3項及び同条第6項でございます。この条例の改正後の制度の施行期日でございますが、平成18年8月1日からとなっております。

次に、資料16の4ページをご覧ください。改正案の概要の4ページでございますが、ここで1つおわびを申し上げます。この4ページの表の中で重度障害者医療の表の受給資格の欄で療育手帳所持者がA・A・Bとなっておりますが、正確には丸A・A・丸Bでございます。重ねて訂正とおわびを申し上げます。

それでは、表の説明をさせていただきます。これは、ひとり親家庭等医療、乳幼児医療、重度障害者医療の各制度ごとに広島県の補助制度と海田町の改正前、改正後の受給資格、所得制限及び一部負担金について比較したものでございます。ひとり親家庭等医療につきましては県制度とすべて同一でございますが、乳幼児医療につきましては受給資格が、入院につきましては、先ほどご説明しましたとおり、小学校6年生まで拡大していること、所得制限がゼロ歳児につきましてはなしとなっておりますが、1歳以上につきましても、国民年金等加入者も厚生年金等加入者と同じ扱いになするなど、緩和措置をとっております。また、重度障害者医療につきましては、県の補助制度に規定しております一部負担金を導入しておりません。

以上で海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の改正案、海田町乳幼児医療費助成条例の改正案及び海田町重度心身障害者医療費支給条例の改正案のご説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第9、第17号議案、海田町入学支度金支給条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第17号議案、海田町入学支度金支給条例を廃止する条例の制定について。行政改革の一環として、諸制度の整理に伴い、条例の廃止をするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（植野）それでは、第17号議案、海田町入学支度金支給条例を廃止する条例の制定についてご説明いたします。議案書23ページをご覧ください。海田町入学支度金は経済的理由により入学支度金の調達が困難と認められる世帯に対して支給されるものでございますが、行政改革に伴う諸制度の見直しの一環として、また、母子福祉金等の貸付制度や生活保護費に平成17年度から新たに高校進学経費が加算されている等、代替等

の制度も充実してきておりますので、廃止するものでございます。施行期日は公布の日からでございます。以上で説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第10、第18号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第18号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。平成18年度から平成20年度における第1号被保険者介護保険料を第3期介護保険事業計画に基づき改定するため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（上村）それでは、議案書24ページからの第18号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。あわせて資料20の「海田町介護保険条例新旧対照表」及び資料21の18年度から20年度の介護保険料の比較表によりご説明申し上げます。

介護保険制度は、介護保険法を根拠として、各市町村が65歳以上の第1号被保険者の保険料を、3年を単位とする事業運営期間ごとの基準額に基づき、所得段階別の額を条例で定めております。このたび、現行の介護保険事業計画を、今回の介護保険法改正に伴う内容等を踏襲しながら、平成18年度から平成20年度までの3年間における介護保険に必要なサービス量や保険料の算定基礎額となる事業費などをもとに国が示しましたワークシートなどにより保険料を算定しました結果、現行の月額基準額3,817円を758円上回る4,575円で、19.9%の増額となりました。今回の一部改正は、この月額基準額をもとに、第4条で定める保険料率の適用期間、介護保険料の額、低所得者への配慮をした段階の細分化、また、附則において税制改正に伴う激変緩和措置等の内容をもって改正するものであります。

最初に、第4条の本文中の「平成15年度から平成17年度」を「平成18年度から平成20年度」に改めるものでございます。次に、第4条の第1号から第5号を第1号から第6号に改めるものでございます。まず、第1号中「2万2,900円」を「2万7,400円」に改めるもので、この第1段階の対象者は、生活保護受給者及び高齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方でございます。次に、第2号中「3万4,300円」を「2万7,400

円」に改めるもので、現行の第2段階を細分化し、新第2段階とするもので、このことは今回の法改正による低所得者の方の対応で、負担能力の低い層にはより低い保険料を設定するものでありまして、この段階の対象者は、世帯全員が町民税非課税の方で、課税年金収入と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方でございます。次に、第3号中「4万5,800円」を「4万1,100円」に改めるものでございます。この号は、現行では保険料の基準額でございましたが、第2段階を細分化したことで、保険料の基準額が第4号となってまいります。この第3段階の対象者は、世帯全員が町民税非課税の方で、新第2段階対象者以外の方となります。次に、第4号中「5万7,200円」を「5万4,900円」に改めるもので、先ほどご説明しました月額基準額の4,575円に12カ月を乗じた額でございます。すなわちこの額が18年度から20年度までの保険料の基準額となるものでございます。なお、この4段階の対象者は町民税本人非課税の方でございます。次に、第5号中「6万8,700円」を「6万8,600円」に改めるもので、この5段階の対象者は、本人が町民税課税者で、基準所得金額が200万円未満の方でございます。また、同条に次の1号を加えるもので、第6号として、法施行令第38条第1項第6号に掲げる者を8万2,300円とするものでございます。この6段階の対象者は、本人が町民税課税者で、基準所得金額が200万円以上の方でございます。このように、低所得者へ配慮した保険料設定を行うことで、現行の5段階から6段階に改めるものでございます。次に、第6条第3項は、第1号被保険者の介護保険料について年度の途中で生活保護受給者または低い保険料率を適用すれば生活保護受給者とならないと認められた方についての介護保険料の月割計算について規定されておりますが、法施行令第38条の一部改正により現行の保険料率が5段階から6段階になったことに伴い、「又は第4号ロ」を「、第4号ロ又は第5号ロ」に改め、「第4号」を「第5号」に改めるものでございます。また、第14条中「法第31条第1項後段」の次に「、法第33条の3第1項後段」を加えるものでございますが、今回の法改正により、要支援が1及び2の2段階となったため、変更申請が可能となります申請時に被保険者証の提出を求めるための改正でございます。

次に、附則でございますが、第1条の施行期日につきましては、平成18年4月1日から施行するものでございます。また、議案書26ページにまたがっておりますが、第2条の第1項及び第2項の各号は、平成18年度及び平成19年度における保険料率の特例に伴う保険料額であります。平成17年度の税制改正による高齢者の非課税限度額の廃止に伴って課税層の増加が予想されることに対応するため、地方税法と同様、保険料段階が上

がる方への負担を緩和するための措置でございます。なお、詳しくは資料21にお示ししておりますように、保険料基準額に乗じる割合を平成18年度と平成19年度の2カ年にそれぞれ設定し、段階的に引き上げ、平成20年度において本来の割合に定めるものでございます。このため、資料の表中に第4段階での3ケース、第5段階での4ケースの場合について具体的にお示ししておりますが、新たな保険料基準額の5万4,900円に対し、各ケースにおける保険料率をそれぞれ乗じるというものでございます。個々の説明は省略させていただきます。なお、保険料基準額に保険料率を乗じた場合に生じる端数については、100円未満は切り捨てるものでございます。次に、第3条の適用区分でございますが、改正後の海田町介護保険条例第4条の規定は、平成18年度以降の年度分から適用し、平成17年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとしております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第11、第19号議案、海田町美しいまちづくりに関する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第19号議案、海田町美しいまちづくり条例の制定について。町、町民、事業者等が一体となって、環境美化活動を実践し、美しいまちづくりを実現するため、条例を制定するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）保健センター所長。

○保健センター所長（木原晴彦）それでは、第19号議案、海田町美しいまちづくり条例案についてご説明いたします。議案書28ページをお開きください。まず、第1条は目的でございます。清潔で美しいまちづくりを推進することにより、海田町の恵まれた自然環境を後世に継承し、良好な生活環境を確保することを目的としております。第2条は、この条例においての用語10項目について定義をしております。第3条から第6条までは町、町民、事業者、土地・建物の所有者に対し、それぞれに積極的に環境美化を行う責務を定めたものでございます。第7条から第13条までは禁止事項を定めております。7条は、空き缶等やごみのいわゆるポイ捨てを禁止したものでございます。第8条は、自動販売機の設置者に対し、空き缶等の回収容器を設置するとともに、周辺清掃など、適正な管理をするよう定めております。第9条は、空き地の所有者に空き地の適正な管理をするよう定めております。第10条は、飼い犬、飼い猫など愛玩動物のふんの後始末を

するよう定めております。第11条につきましては、公共施設や他人が管理する場所に許可なく張り紙や看板などを設置することを禁止、また、第12条では落書きの禁止を規定しております。第13条ですが、資源物については経済情勢により引き取り値が変化することがございますけれども、古紙類に需要があり、引き取り値がよい時期には資源ステーションから深夜や早朝に無断で持ち去る者がいるということもあります。こうした行為を禁止する規定でございます。第14条から第16条までは、条例に違反した者に対し、町長は指導、勧告、措置命令ができることとし、その命令に従わない場合は公表することができるよう規定をしております。最後に、施行に関して必要な事項は、規則で定めることができる委任規定を設けております。施行日につきましては、周知期間も考慮して平成18年7月1日としております。以上、簡単ですが、第19号議案、海田町美しいまちづくり条例案の説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第12、第20号議案、海田町精神障害者通院医療費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第20号議案、海田町精神障害者通院医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について。精神障害者通院医療費に係る自己負担分を公費で負担する制度を維持するため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）保健センター所長。

○保健センター所長（木原晴彦）第20号議案、海田町精神障害者通院医療費支給条例の一部を改正する条例案についてご説明をいたします。議案書32ページ及び資料24をお願いいたします。まず、目的ですが、海田町精神障害者通院医療費支給条例の根拠としておりました法令が障害者自立支援法に切りかわることにより、精神障害者の通院に係る医療費の自己負担割合が5%だったものが10%になります。町では自己負担分を引続き助成するため、所要の改正をするものです。

改正内容でございますが、主には根拠となる法律、障害者自立支援法に使用されている字句に合わせて改正するものです。第1条の「目的」ですが、根拠となる法律が変わるため、「以下「法」という。」欄を削除いたします。第2条の「対象者」ですが、自立

支援法に基づいて字句の整理をいたします。また、費用の負担をする旨の決定を支給認定に改めることから、精神障害者の方々に支給認定書を持っていただくということになります。第3条は「支給の範囲」ですが、自立支援医療に要する費用、医療費の全体額ですけれども、これから自立支援費を引いた10%の額が自己負担となります。この自己負担分を本条で支給する旨の規定をするものでございます。第5条は、医療費の返還をさせることができる場合の字句の整理でございます。最後に、この条例は平成18年4月1日から施行しますが、3月までの医療費につきましては従前の条例を適用して支給するものでございます。以上、簡単ですが、海田町精神障害者通院医療費支給条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第13、第21号議案、海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第21号議案、海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について。一般廃棄物に係る処理手数料を改定するため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）環境センター所長。

○環境センター所長（寺田）第21号議案、海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につきましてご説明いたします。お手元の21号、議案34ページと資料25をお開きください。海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の第8条第2項中の記述でございますが、「に100分の105を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」の部分を削除し、消費税を外税から内税方式とさせていただきます。次に、別表中でございます。10キログラムごとにとありますが、その漢数字の「十」を「一」と「〇」に改め、用語の整理をさせていただきたいと思っております。同じく別表中でございますが、一般廃棄物処理手数料の金額「80円」とありますところを「98円」に改定するものです。料金改定の理由といたしましては、昨年10月1日から広島市が80円を98円に改定されました。また、安芸地区衛生施設管理組合の安芸クリーンセンターでは本年4月1日から80円を98円に改定されます。さらに府中町、熊野町、坂町とも同様の改定を行い、平成18年4月1日から施行される予定となっております。海田町も改定する

ものがございます。施行日は平成18年4月1日でございます。よろしく申し上げます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第14、第22号議案、海田町公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第22号議案、海田町公園条例の一部を改正する条例の制定について。行政改革の一環として、有料公園施設の使用料を改定するものがございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（金子）それでは、第22号議案、海田町公園条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。議案書の35ページをお開きください。あわせて資料26-1の「海田町公園条例新旧対照表」と26-2の「駐車場使用料を徴収する自動車の種類等」をお出しく下さい。内容につきましては資料26-1の新旧対照表により説明いたします。

資料26-1の1ページをお開きください。今回の改正は、行政改革の一環としての財源確保策として、テニスコート、野球場及び多目的広場の使用料を改正するとともに、9月から新たに駐車場を有料化するため、有料公園施設としたものです。駐車場使用に当たっては事前の許可を要しませんので、第6条第2項に「(駐車場を除く。)」を加えております。続きまして、2ページをお開きください。別表第1でございますが、テニスコート使用料は小人「210円」を「250円」に、大人「420円」を「500円」に、野球場使用料は本球場が「840円」を「1,000円」に、補助球場が「210円」を「250円」に、多目的広場使用料は「840円」を「1,000円」に、それぞれ変更するものがございます。また、駐車場使用料は新たに加えたもので、大型自動車は1回1台につき600円、普通自動車は1回1台につき200円とするものがございます。3ページをお開きください。備考4で、大型自動車と普通自動車の別を道路交通法施行規則第2条の規定を適用することとしております。

なお、大型自動車と普通自動車の別の概要を資料26-2に示しております。資料26-2をお出しく下さい。大型自動車とは、車両総重量が8,000キログラム以上のもので、最大積載量が5,000キログラム以上のものまたは乗車定員が11人以上のものをいいます。普通自動車とは、総排気量660cc以下の軽自動車も含み、大型自動車、大型特殊自動車、大

型自動二輪車、普通自動二輪車または小型特殊自動車以外の自動車をいっております。

次に、議案書35ページをお願いいたします。条例の施行期日でございますが、料金改定については平成18年4月1日から、駐車場の使用料については平成18年9月1日から施行することとしています。また、経過措置といたしまして、施行前に許可してあります使用料については、従前の額によることとしております。以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第15、第23号議案、海田町児童クラブ運営条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第23号議案、海田町児童クラブ運営条例の制定について。行政改革の一環として、保護者負担金の徴収を行うため、条例を制定するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）生涯学習課長。

○生涯学習課長（青木義和）第23号議案、海田町児童クラブ運営条例についてご説明いたします。議案書の37ページをお開きください。また、あわせて資料27の「海田町児童クラブ運営条例の概要」をお出しくください。この条例は、海田町行政改革大綱の実施計画に基づいて負担金を徴収する条例を制定するものでございます。

内容についてご説明させていただきます。第1条の「目的」は、児童福祉法の規定に基づき、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により放課後家庭にいない者に対して授業の終了後に施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えることにより、その健全な育成を図ることを目的としているものでございます。次に、第2条は「児童クラブの名称等」でございます。別表に児童クラブの名称及び実施場所について掲載しております。海田小学校区児童クラブは海田児童クラブハウスで実施いたします。海田東小学校区児童クラブは海田東児童館で実施いたします。海田西小学校区児童クラブは海田西児童クラブハウスで実施いたします。海田南小学校区児童クラブは海田南児童クラブハウスで実施いたします。次に、第3条は「入会資格」でございます。入会資格は、町内の小学校に就学する小学校1年生から3年生までの児童であって、放課後保護者が家庭にいないことが常態であるものとするとしております。次に、第4条「入会の申込み等」でございます。児童クラブを利用しようとする児童の保護者は、町長に

入会の申し込みを行わなければならないとしております。また、第2項は、入会の申込者が定員を超える場合は、申込者のうちから家庭及び児童の状況を勘案して入会の要否を決定するとしております。次に、第5条「退会等」でございます。入会資格に該当しなくなったときは、入会の取り消し、または一時停止をするとして3号設けております。次に、議案書38ページをお願いいたします。第6条「保護者負担金等」でございますが、保護者は、児童1人につき月額3,000円の保護者負担金を納付するとしております。また、第2項は、事業に必要な経費の全部または一部について実費相当額を徴収するとしております。次に、第7条「保護者負担金の返還」でございます。「既納の保護者負担金は、返還しない。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない」としてしております。次に、第8条「保護者負担金の減免」でございます。保護者の経済的事情、その他特別の理由があると認めるときは、保護者負担金の全部または一部を免除することができるとしております。最後に、第9条「委任」でございます。児童クラブの運営に関し必要な事項は、規則で定めるとしてしております。なお、この改正規定は平成18年4月1日から施行するものでございますが、附則の2に「入会の申込み等についての特例」を設けております。施行日前の処分、手続きその他の行為は、この条例の規定によってされた処分、手続きその他の行為とみなすとしております。以上、簡単ですが、海田町児童クラブ運営条例についての説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第16、第24号議案、海田町公民館条例及び海田町ひまわりプラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第24号議案、海田町公民館条例及び海田町ひまわりプラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について。行政改革の一環として、施設の使用料を新たに定めるため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）生涯学習課長。

○生涯学習課長（青木義和）それでは、第24号議案、海田町公民館条例及び海田町ひまわりプラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の40ページをお開きください。また、あわせて資料28の「海田町公民館条例及び海

田町ひまわりプラザ設置及び管理条例新旧対象表」をお出してください。今回の改正は、海田町行政改革大綱の実施計画の一環として、施設使用料を新たに定めるものでございます。

最初に、海田町公民館条例の一部改正について、内容をご説明させていただきます。第1条は、海田町公民館条例の別表第1号の表に区分として「工作室」を加え、使用料に「380円」を加える改正でございます。

次に、海田町ひまわりプラザ設置及び管理条例の一部改正について、内容を説明させていただきます。第1条は、海田町ひまわりプラザ設置及び管理条例の別表の区分に「工芸室」を加え、使用料に「380円」を加える改正でございます。以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第17、第25号議案、海田町営水泳プール設置及び管理運営条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第25号議案、海田町営水泳プール設置及び管理運営条例を廃止する条例の制定について。海田町営水泳プールの老朽化に伴い、施設の用途を廃止するため、条例を廃止するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）生涯学習課長。

○生涯学習課長（青木義和）それでは、第25号議案、海田町営水泳プール設置及び管理運営条例を廃止する条例の制定についてご説明いたします。議案書の41ページをお開きください。この廃止する条例は、海田町営水泳プールの老朽化に伴い、施設の用途を廃止するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）この際、日程第18、第26号議案、平成18年度海田町一般会計予算から日程第23、第31号議案、平成18年度海田町水道事業会計予算までを続けて議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第26号議案から第31号議案までを一括でご提案申し上げます。平成18年度海田町一般会計ほか5会計予算につきましては、施政方針で申し上げました施策を中心

に編成しております。第26号議案、平成18年度海田町一般会計歳入歳出予算の総額は75億8,450万円と決めました。第27号議案、平成18年度海田町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額は16億785万9,000円と決めました。第28号議案、平成18年度海田町国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額は25億6,413万6,000円と決めました。第29号議案、平成18年度海田町老人保健特別会計歳入歳出予算の総額は21億6,751万2,000円と決めました。第30号議案、平成18年度海田町介護保険特別会計歳入歳出予算の総額は13億1,100万4,000円と決めました。第31号議案、平成18年度海田町水道事業会計予算は、収益的収支では、収入総額4億6,408万9,000円に対し、支出総額は4億2,491万8,000円と決めました。一方、資本的収支におきましては、収入総額1,928万9,000円に対し、支出総額は2億4,541万5,000円で、その不足額は当年度分の損益勘定留保資金等で補てんする予定でございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（内田）それでは、平成18年度一般会計、公共下水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計及び介護保険特別会計の概要について、一括してご説明いたします。お手元にお配りしています第26号議案から第30号議案及び資料29から資料33の「予算説明書」並びに資料36の「予算の概要」に沿ってご説明いたします。各会計ごとの予算につきましては資料36で詳しく書かれていますので、「予算の概要」により要点のみご説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、まず一般会計についてご説明いたします。1ページをお願いいたします。平成18年度の予算編成の基本的な考え方でございますが、ここに掲げております3つの点に配慮し、予算を編成いたしました。その中でもとりわけ「子育てのしやすいまち」をスローガンに掲げ、少子化に対応した福祉施策の充実や学校教育環境の充実を図ったところでございます。

2ページをお願いいたします。予算規模につきましては、18年度の一般会計の当初予算規模は75億8,450万円で、17年度当初予算の73億6,100万円と比べ2億2,350万円、3.0%の増額となっております。主な増額の理由は、行政改革大綱実施計画の着実な取り組みによる減額はありますが、「子育てのしやすいまち」をスローガンとした事業の拡充や新規事業の実施、また、町制施行50周年記念事業や電算システムの改修によるものでございます。特別会計、事業会計の予算につきましては、2ページの表に掲げているとおりでございます。一般会計、特別会計合わせて予算規模152億3,501万1,000円、前年比2.1%

の増額となっております。

5ページをお願いいたします。5ページから14ページにかけて、国の三位一体の改革について掲げております。7ページをお願いいたします。7ページの下表ではありますが、本町における三位一体の改革の影響総額をあらわしたものでございます。18年度で本町の影響額につきましては、当初予算比較では国庫補助負担金や臨時財政対策債の減額はあるものの、18年度の税制改正で所得税から個人住民税への税源移譲により所得譲与税の大幅な増額により、合計では6,961万円の増資となるものと見込んでおります。なお、平成16年度から18年度までの3年間の合計では3億3,265万9,000円の大幅な減収となっております。

15ページをお願いいたします。18年度の歳入予算であります。個人所得の増加や定率控除の変更による個人町民税の増額はあるものの、固定資産税の減額や、先ほどもご説明いたしました国の三位一体の改革の影響で国庫補助負担金や臨時財政対策債の減額により大幅な財源不足を見込んでおります。そのために、財政調整基金などを取り崩し、財源不足を補っております。

それでは、歳入につきましては、主なものや対前年度比の額または率の大きいものについて、この表を中心にご説明をさせていただきます。まず、本町の歳入の基幹であります1款の町税ですが、17ページの方をご覧いただきたいと思っております。町民税の内訳として掲げておりますけれども、町民税の個人につきましては、定率減税の縮小や個人所得の増加により1億3,945万6,000円、11.7%の増額と見込んでおります。それとは逆に、固定資産税につきましては、土地評価額の下落により1億5,865万7,000円、7.0%の減としております。次に、町たばこ税につきましては、17年度の販売実績をもとに1,645万2,000円、11.5%の増としております。次に、入湯税につきましては、施設利用者の減少傾向により259万2,000円、32.6%の減としております。町税全体では前年度比605万5,000円、0.2%の増額としております。

恐れ入ります、15ページの方へまたお返りください。2款の地方譲与税でありますけれども、対前年度比をご覧いただきたいと思っております。1億1,291万5,000円、61.9%の増額となっております。三位一体の改革に伴う所得譲与税の増額によるものでございます。次に、4款の配当割交付金や5款の株式等譲渡所得割交付金につきましては、それぞれ111.4%、160.5%の増となっております。個人投資家の株式投資への参加や株価の上昇などが要因しているものと考えております。次に、9款の地方特例交付金であります

が、5,709万9,000円、39.1%の減少となっております。この地方特例交付金は、住民税の恒久減税の実施に伴い、その減収分が交付されるものですが、税制改正により住民税分が増額することによるものでございます。次に、10款の地方交付税につきましては6,000万円、16.2%の増となっております。公債費の増額に伴う基準財政需要額の増額や臨時財政対策債振替額の減少に伴うものでございます。次に、18款の繰入金につきましては、2億437万3,000円、103.4%の増額となっております。財源不足の調整のため、財政調整基金等からの繰入れで財源を補っておりますけれども、基金の取り崩し額の増額によるものでございます。次に、21款の町債につきましては、1億3,950万円、15.9%の減額となっております。臨時財政対策債や減税補てん債の減額によるものでございます。以下、歳入の増減の主な内容につきましては、17ページから27ページにかけて掲載していますので、また後ほどご覧いただきたいと思います。

それでは、続きまして16ページの方をご覧いただきたいと思います。16ページでは、自主財源と依存財源の各年度の当初予算での比較を行っております。18年度では自主財源は64.9%、対前年度で1.3ポイント上昇しております。自主財源である繰入金の増額や、依存財源である地方特例交付金や町債の減額によるものでございます。

それでは、28ページをお願いいたします。歳出の状況でございます。一般会計目的別歳出予算一覧表によりまして、対前年度比での増減の大きいものにつきましてご説明させていただきます。まず、4款の衛生費でございますけれども、2,263万5,000円、3.7%の増額となっております。主な増額の理由は、対象者の増による精神障害者通院医療費の増額や、広域ごみ焼却施設に係る元金償還に伴う負担金の増額によるものでございます。次に、教育費でございますけれども、8,073万8,000円、10.5%の増額となっております。主な理由といたしましては、小学校1・2学年の30人を超える学級に教職員の加配をする少人数授業の実施や、海田小学校の外壁改修事業、海田小学校、海田西小学校、海田南小学校の校舎屋上防水事業、また海田公民館の耐震補強工事などの増額によるものでございます。次に、公債費でございますが、1億3,922万1,000円、13.7%の増額となっております。平成14年度債の元金償還開始や平成16年度債の償還期間を短縮したことによる元金償還額の増額によるものでございます。その他主な増減理由につきましては、29ページの議会費から36ページの公債費まで具体的に記述しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

それから、37ページをお願いいたします。性質別に歳出を掲げております。38ページ

から、この内容について48ページにかけまして具体的に掲げておりますので、説明につきましても、重複する部分がありますので、省略させていただきます。

次に、49ページをお願いいたします。総合基本計画の部門別歳出予算を掲げております。この表の下の合計額が18年度予算の歳出額の75億8,450万円と突合するものでございます。各部門別の具体的な事業等の予算額につきましても50ページから66ページにかけて掲げておりますので、ご参照いただきたいと思います。

また、67ページから71ページにかけましては新規事業や廃止・休止・完了した事業、また、72ページにつきましても、町民1人当たりの還元額を総合基本計画部門別還元額として掲げております。それから、73ページから75ページでは財政健全化計画との比較をあらわしております。また、77ページから79ページまでの表につきましても、平成17年度と平成18年度における目的別の当初予算比較をお示ししております。

続きまして、公共下水道特別会計についてご説明いたします。81ページをお願いいたします。初めに、18年度の財政規模でございますけれども、16億785万9,000円で、17年度当初予算に比べまして8,367万4,000円、4.9%の減額となっております。

次に、歳入の概要でありますけれども、対前年度比の額または率の大きいものについてこの表を中心にご説明いたします。まず、使用料及び手数料でありますけれども、使用料改定に伴い、2,764万8,000円、7.7%の増額を見込んでおります。次に、国庫支出金につきましても、雨水管整備工事費の減少に伴い2,300万円、10.3%の減額でございます。次に、繰入金につきましても、水洗便所設備資金貸付金の減額や下水道使用料改定に伴う歳入の増額により一般会計からの繰入金3,743万3,000円、10.9%の減額でございます。次に、諸収入につきましても、水洗便所改造資金貸付金償還金の減額により1,949万5,000円、30.7%の減額でございます。次に、町債につきましても6億1,160万円を見込んでおります。前年度に比べ3,150万円、4.9%の減額でございます。町債の発行額残高の推移を83ページであらわしておりますけれども、18年度末での町債残高は約99億円程度となるものと見込んでおります。

続きまして、歳出の概要でございますが、84ページをお願いいたします。総務費につきましても2,975万1,000円、19.2%の減額であります。人件費及び水洗便所設備資金貸付金の減額によるものでございます。次に、事業費につきましても7,012万9,000円、8.1%の減額であります。雨水管整備工事の減額によるものでございます。次に、公債費につきましても1,620万6,000円、2.4%の増額であります。起債償還元金の増額によるもので

ございます。目的別の主な増減内容につきましては85ページから91ページにかけて、また性質別内訳につきましては92ページから94ページにかけて具体的に掲げておりますので、ご参照をお願いしたいと思います。

続きまして、国民健康保険特別会計についてご説明いたします。99ページをお願いいたします。まず、財政規模でありますけれども、25億6,413万6,000円、17年度と比べ7,558万3,000円、3.0%の増額となっております。退職被保険者医療費の大幅な増額によるものでございます。

101ページをお願いいたします。歳入の概要であります。この表に基づきまして対前年度比で増減額の大きいものについてご説明をさせていただきます。まず、国民健康保険税であります。2,484万円、3.1%の増額であります。税制改正に伴う公的年金の年齢者控除部分の廃止等により課税標準額が上昇することによるものでございます。次に、国庫支出金につきましては9,461万8,000円、12.1%の減額となっております。国庫負担金の交付率の縮減によるものでございます。次に、療養給付費等交付金につきましては9,141万9,000円、13.4%の増額であります。算定基礎となる退職被保険者等の医療給付費の増加によるものでございます。次に、県支出金につきましては8,784万2,000円、916.1%の増額でございます。国庫負担金の交付率の縮減に伴い縮減された部分が新たに創設されました県調整交付金に移行したことによるものでございます。次に、共同事業交付金につきましては1,439万5,000円、37.7%の減額であります。高額療養費支給対象者が減少したことによるものでございます。次に、繰入金につきましては1,950万5,000円、11.7%の減額であります。乳幼児医療費の一部負担金を導入したことによる福祉医療波及分の減額によるものでございます。

106ページをお願いいたします。歳出でございますけれども、概要についてご説明いたします。保険給付費につきましては8,646万5,000円、5.2%の増額でございます。退職被保険者等療養給付費に応じて受診件数の増加を見込んでおります。次に、老人保健拠出金につきましては2,948万3,000円、4.8%の減額でございます。老人保健受給対象者が70歳から75歳に引き上げられたことに伴い、制度改正後に70歳を迎えられた方の給付費が減少したことによるものでございます。次に、介護納付金につきましては1,924万1,000円、16.2%の増額であります。介護保険に係る給付費が増加したことによるものでございます。

続きまして、老人保健特別会計につきましてご説明をいたします。117ページをお願い

いたします。まず、財政規模でありますけれども、21億6,751万2,000円で、17年度と比べまして4,977万8,000円、2.2%の減額でございます。受給対象者の減少による医療費の減額によるものでございます。

118ページをお願いいたします。歳入の概要でございますけれども、対前年度比の大きいものについてご説明させていただきます。まず、支払基金交付金につきましては、総医療費に対する法定負担割合が引き下げられたことにより1億724万4,000円、8.2%の減額でございます。国庫支出金、県支出金及び繰入金につきましては、総医療費に対する法定負担割合が引き上げられたことによりそれぞれ増額するものでございます。

121ページをお願いいたします。歳出の概要でございます。医療諸費につきましては、対象者の減少により4,977万8,000円、2.3%の減額でございます。

続きまして、介護保険につきましてご説明をいたします。127ページをお願いいたします。まず、財政規模でありますけれども、13億1,100万4,000円で、17年度と比べまして1億4,959万9,000円、12.9%の増額でございます。保険給付費の増額や介護予防を推進するため、新たに地域支援事業が創設されたことによるものでございます。

128ページをお願いいたします。歳入の概要でありますけれども、率の、また金額の大きいものを中心にご説明させていただきます。まず、保険料につきましては、介護保険料の見直しによりまして6,966万6,000円、34.0%の増額であります。次に、支払基金交付金、県支出金及び繰入金につきましては、保険給付費の増加に伴う法定負担分の増加でございます。また、国庫支出金につきましては、保険給付費の増額はあるものの、施設等のサービス費の法定負担割合が引き下げられたことにより減額となっております。

133ページをお願いいたします。歳出の概要でございます。まず、保険給付費につきましては1億929万2,000円、9.6%の増額でございます。制度改正により介護予防に重点が置かれたことによる介護サービス等諸費の大幅な増額によるものでございます。また、介護予防を推進するため、新たに地域支援事業費が創設されたことに伴い3,385万円を新たに計上したことによる増額でございます。

次に、議案の方をお願いしたいと思います。まず、26号議案の方をお願いいたします。まず、26号議案の表書きの方でありますけれども、第1条では歳入歳出予算を定めております。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億8,450万円と定めるものでございます。第2条では債務負担行為について定めております。9ページにおいて2件をお願いしております。また、第3条では地方債の借り入れ条件について定めております。10ペ

ージから12ページにかけまして「第3表 地方債」ということで10件をお願いしております。次に、第4条でありますけれども、一時借入金として借り入れられる限度額を定めております。7億円でございます。次に、第5条では歳出予算の流用について定めております。

続きまして、第27号議案をお願いしたいと思います。第27号議案、平成18年度海田町公共下水道事業特別会計予算であります。第1条では歳入歳出予算の総額を定めております。総額を歳入歳出それぞれ16億785万9,000円と定めるものでございます。第2条では、地方債の借り入れ条件について定めております。4ページの「第2表 地方債」ということで3件をお願いしております。次に、第3条では、一時借入金として借り入れられる限度額を定めております。7億円でございます。

続きまして、28号議案をお願いいたします。平成18年度海田町国民健康保険特別会計予算でございます。第1条では歳入歳出予算の総額を定めております。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億6,413万6,000円と定めるものでございます。第2条では債務負担行為について定めております。5ページにおいて1件をお願いしております。次に、第3条では一時借入金として借り入れる限度額を定めております。5,000万円でございます。次に、第4条では歳出予算の流用について定めております。

続きまして、29号議案の方をお願いいたします。平成18年度海田町老人保健特別会計予算であります。第1条では歳入歳出予算の総額を定めております。歳入歳出それぞれ21億6,751万2,000円と定めるものでございます。次に、第2条では一時借入金として借り入れられる限度額を定めております。9,000万円でございます。

続きまして、第30号議案をお願いいたします。平成18年度海田町介護保険特別会計予算であります。第1条では歳入歳出予算の総額を定めております。歳入歳出それぞれ13億1,100万4,000円と定めるものでございます。次に、第2条では一時借入金として借り入れられる限度額を定めております。3,000万円でございます。次に、第3条では歳出予算の流用について定めております。

以上で平成18年度海田町一般会計をはじめ各特別会計予算の概要について説明を終わります。

○議長（原田）上下水道部次長。

○上下水道部次長（新浜）それでは、引続きまして、第31号議案、平成18年度海田町水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。資料38「水道事業会計予算の概要」の

1 ページをお願いいたします。予算規模でございますが、上の表の収益的収支につきましては、18年度中に経営活動によって発生するであろうすべての収益と、これに対応するすべての費用を計上したもので、事業収益は4億6,408万9,000円で、前年度当初予算に比べまして2,829万4,000円、5.7%の減となっております。これの主な理由は、受託工事収益及びその他負担金の減によるものでございます。また、事業費用は4億2,491万8,000円で、前年度当初予算に比べまして3,242万3,000円、7.1%の減となっております。これの主な理由は、人件費及び受託工事費の減によるものでございます。以上の結果、18年度におきましては消費税及び地方消費税を含めまして3,917万1,000円の利益を予定しております。

次に、資本的収支につきましては、建設投資に関するもので、資本的収入は1,928万9,000円で、前年度に比べまして1,716万3,000円、807.3%の増で、これの主な理由は配水管移転補償費の増によるものでございます。また、資本的支出は2億4,541万5,000円で、前年度と比べまして6,602万7,000円、36.8%の増となっております。これの主な理由は、配水設備費及び送水設備整備費の増によるものでございます。なお、差引き不足額につきましては、減価償却費、資産減耗費等の、現金の支出を伴わない内部資金であります当年度分損益勘定留保資金で1億1,087万4,000円、建設改良積立金で1億695万7,000円及び当年度分消費税資本的収支調整額829万5,000円で補てんする予定でございます。

2 ページをお願いいたします。経費節減の取り組みといたしまして、受水費の見直しと水道課職員の1名削減の2点を上げております。これによりまして1,076万2,000円の効果があると試算しております。

以下、目別予算比較、性質別費用比較及び当初予算比較表を載せておりますので、ご参照いただきたいと思います。

なお、予算実施計画、給与費明細書等につきましては資料34に、収入及び支出の予算明細につきましては資料35に載せておりますので、ご参照いただきたいと思います。

それでは、議案の方をお願いいたします。第2条の業務の予定量といたしまして、給水戸数1万1,988戸、年間総配水量359万2,000立方メートル、1日平均配水量9,841立方メートルを予定しております。また、(4)といたしまして主な建設改良工事をお示ししております。詳しい工事内容につきましては資料48に提示しておりますので、ご参照いただきたいと思います。第3条には収益的収入及び支出の予定額を、第4条には資本的

収入及び支出の予定額を定めております。次に、3ページをお願いいたします。第5条で、一時借入金限度額といたしまして5,000万円と定めております。第6条でございますが、ここでは流用禁止項目といたしまして職員給与費及び交際費をそれぞれ記載しております。第7条には棚卸資産の購入限度額といたしまして2,262万3,000円を定めております。以上で平成18年度水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で全議案の説明を終わります。ただいまの提案につきましては、予算審査特別委員会に付託の予定ですので、詳しくはそちらにゆだねていただくよう、重ねてご協力をお願いします。

質疑がある方は議案番号及び議案名を示して質疑をしてください。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

この際、議長よりお諮りいたします。第10号議案、海田町事務分掌条例の制定についてから第31号議案、平成18年度海田町水道事業会計予算までの22議案については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第10号議案から第31号議案までの22議案については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員として、議長は議会運営上、中立公正の立場から、委員を辞任させていただきたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、議長は委員を辞任することに決めます。

この際、ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。委員の皆さんは委員会室にて委員長、副委員長の互選を行い、議長に報告をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

午後2時39分 休憩

午後 2 時 4 9 分 再開

~~~~~〇~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

ただいま予算審査特別委員会の委員長に宮坂議員、副委員長に岡田議員と決定しておりますので、ご報告いたします。

この際、お諮りいたします。平成18年度予算審査特別委員会のため、3月10日から3月21日までの12日間、休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、3月10日から3月21日まで、12日間の休会とすることに決定いたしました。

本日はこれにて散会といたします。大変お疲れさまでございました。

午後 2 時 5 0 分 散会